

水環境のまちニセコ

よい環境を子どもたちに残したい

【第2次ニセコ町環境基本計画】

2012.03

ニセコ町

目 次

1 : 「第2次ニセコ町環境基本計画」はどのようなものか？（序）	3
1-1. 第2次環境基本計画の考え方	4
1-2. 計画を適用する期間や地域の範囲	5
1-3. 計画全体の進行管理と評価の仕組み	6
2 : 第1次環境基本計画の到達点から第2次環境基本計画へ（検証と現状分析）	7
2-1. 第1次環境基本計画の検証に基づく第2次環境基本計画の現状分析	8
2-2. 森と水の環境を守る取組み	9
2-3. 資源やエネルギーを大切に使う取組み	17
2-4. ニセコ小中学生による環境調査地図のまとめ	24
3 : 環境理念と目標像	25
3-1. ニセコ町の環境理念と12年後の環境目標像を描く	26
3-2. 環境目標像を実現するための計画の体系	27
4 : 環境プロジェクトと実現に向けたロードマップ	29
4-1. 水と森の環境を守る取組み	30
(1) 水源地と地下水の保全	30
(2) 水辺の環境、生態系の保護・保全	32
(3) 水質の保全	35
(4) 河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり	37
(5) 森林環境の保全・育成	39
4-2. 資源やエネルギーを大切に使う取組み	41
(1) 環境と調和した安全・安心な農産物の生産	41
(2) 自然エネルギーの導入による温室効果ガスの削減	43
(3) 省資源・省エネルギーの取組みによる温室効果ガスの削減	45
(4) ごみの分別と資源化	47
4-3. 環境プロジェクトの進行管理の仕組み	49
資料編	51
資料-1. 第2次環境基本計画策定の経過と環境審議会からの意見	52
資料-2. 第1次環境基本計画の検証結果と第2次環境基本計画への反映	54

「第2次ニセコ町環境基本計画」はどのようなものか？
(序)

1-1. 第2次環境基本計画の考え方

(1) 環境基本条例によって策定と管理が定められている

「ニセコ町環境基本条例」(平成15年12月19日制定)は、ニセコ町の良好な環境の保全と創造を進める際の町民の責任を明らかにし、ニセコの自然生態系や地域の生活文化を守り育てることを目的(第1条)としています。このニセコ町環境基本条例は、第5章において、環境基本計画の策定(第5条)と管理(第6条)について定めています。

この規定が、ニセコ町環境基本計画の最も基本となる考え方です。

そこで、第2次ニセコ町環境基本計画の趣旨と目的は、下記のニセコ町環境基本条例の規定により定めるものとします。

第5条 環境基本計画の策定について

- ①環境基本条例に基づく環境保全等に関する取組みを推進するため、環境基本計画を定めます。
- ②環境基本計画は、次に掲げる事項について定めます。
 - 環境保全等に関する目標
 - 環境保全等に関する長期的な取組みの大綱
 - 環境保全等に関する計画的かつ具体的な取組み事項
 - 計画の進行管理に関する事項
- ③環境基本計画の計画期間はおおむね10年間とします。
- ④環境基本計画の策定は、ニセコ町まちづくり基本条例第36条にもとづく町民参加により行います。

第6条 環境基本計画の管理について

環境の実態及び環境保全等に関する取組みの実施状況を明らかにするため、環境基本計画の進行状況を年に1度取りまとめ、公表します。

(2) 第1次環境基本計画を継承し、第5次総合計画と整合する

本計画（第2次ニセコ町環境基本計画）は、前期の第1次環境基本計画と今期の第5次ニセコ町総合計画との間で、それぞれ次のように関連しています。

①ニセコ町環境基本計画（第1次環境基本計画）を継承します。

平成13年度に定めた第1次環境基本計画の成果と課題を継承し、ニセコ町の環境保全の取組みをさらに推進するために、本計画（第2次ニセコ町環境基本計画）を定めることとします。

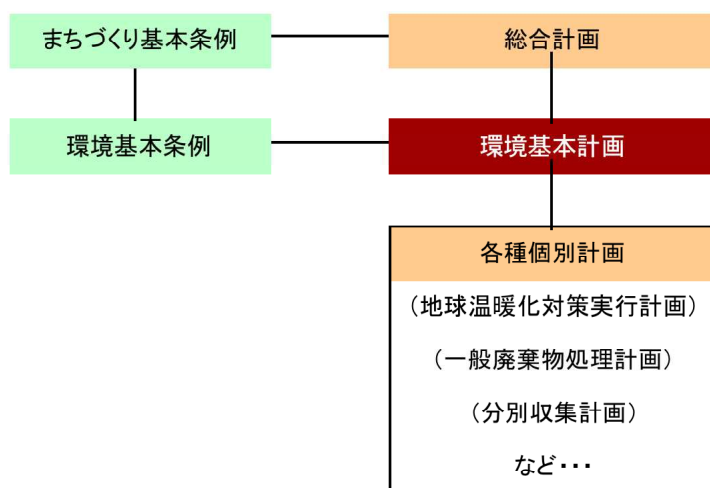
そのため、第1次環境基本計画の到達点についての検証を、本計画のスタートラインとします。

②第5次ニセコ町総合計画との整合性を確保します。

本計画は、『第5次ニセコ町総合計画』が定める環境に関する基本的方向に沿って、具体的な方策・手だてを講ずるものです。これは、総合計画に基づく各行政領域ごとの基本計画（中間計画）としての役割を担い、総合計画と密接な関連性を持って、掲げた目標の実現に向かうものです。

(3) 環境基本計画と他の計画および関連条例との関係

環境基本計画は、総合計画を上位計画とし、様々な個別計画との間に位置する中間計画としての役割を担うものです。また、条例との関連についても、「環境基本条例」によって位置づけられた計画としての役割を担っています。



1-2. 計画を適用する期間や地域の範囲

(1) 計画の期間

本計画が第5次ニセコ町総合計画の定める環境に関する基本的方向に沿って具体的な方策・手だてを講ずるものであることから、計画期間も第5次ニセコ町総合計画と同じく、平成24年度から平成35年度までの12年間の計画期間とします。

(2) 計画の適用範囲

地域としての適用範囲は、本町全域としますが、地域（川北、有島、市街地、東部、南西の5地区）によっては環境特性が異なるため、計画内容の重点の置き方については、地区によって異なってきます。

また、多様な環境要素のうち、本町の特徴から本計画の対象とする環境要素については、水環境を中心に、関連する緑環境や物質循環、エネルギー循環、地球温暖化対策等を範囲とします。

1-3. 計画全体の進行管理と評価の仕組み

(1) 計画の進行管理

計画期間12年間の途中、3年おきに計画の中間見直し（ローリング）を行います。年度で実施される施策・事業についてはPDCA^{※1}に基づく計画の進行管理を行い、3年間の経過を受けて見直しの必要性を判断します。PDCAに基づく進行管理は、計画の進行状況に関する評価と合わせて行います。

(2) 計画の評価

計画の進行状況に関する評価は毎年度行い、その結果をもとにPDCAのサイクルを回します。評価は、活動実績指標（アウトプット）^{※2}と成果指標（アウトカム）^{※3}の両面から組み合わせて行うことを目指し、主に、活動実績指標（アウトプット）が行政担当者を中心に行い、成果指標（アウトカム）は住民による主体的な活動として行い、それら両者の統合により計画の総合評価を行います。

※1：PDCA：P(plan)-D(do)-C(check)-A(act)は、事業活動における生産管理や品質管理等を円滑に進める手法のことで、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、計画に定めた業務を循環的に改善しながら継続する方法を指します。

※2：活動実績指標（アウトプット）：人、物、金を投入して行われる行政サービス量を指標としたものです。（例：イベントの開催日数等）

※3：成果指標（アウトカム）：行政サービス（アウトプット）を提供した結果得られた住民の便益や満足度を指標としたものです。（例：イベントの満足度、イベントの参加者数、入場リピート者数等）

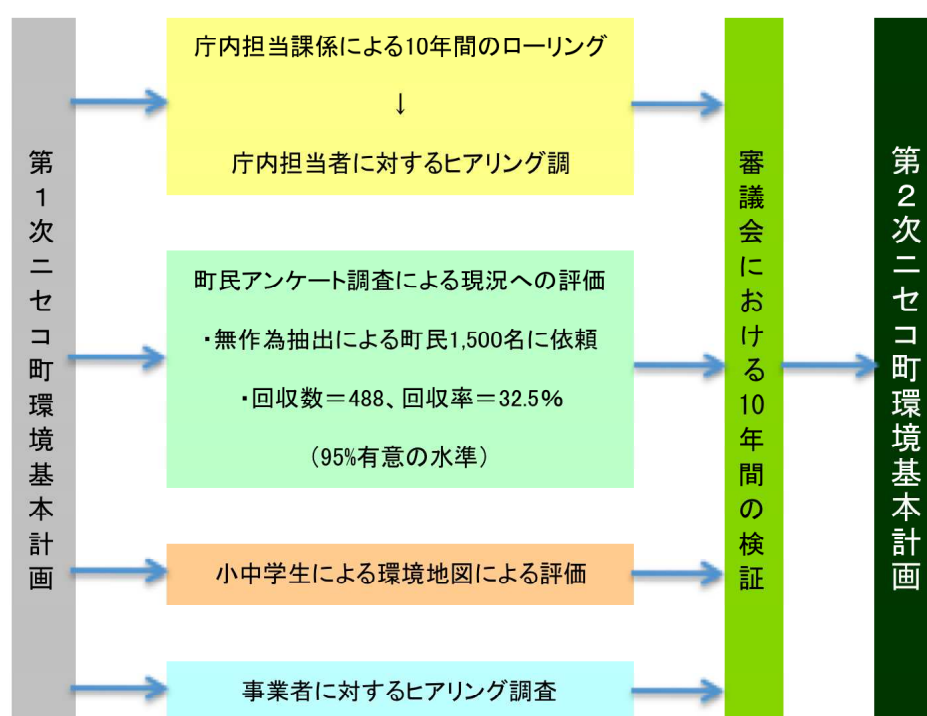
**第1次環境基本計画の到達点から第2次環境基本計画へ
(検証と現状分析)**

2-1. 第1次環境基本計画の検証に基づく第2次環境基本計画の現状分析

平成14年度に始まった第1次ニセコ町環境基本計画の進行管理については、平成17年度に「環境評価委員会」を設置して住民参加による評価と進行管理を行い、その結果をもとに「環境白書」を作成しました。しかし、その後「環境白書」の作成が継続しなかったことから、ニセコ町における環境行政の推移と結果について住民に的確な情報提供がなされてこなかった時期が続いてきました。

これらの状況もふまえ、平成24年度から始める第2次環境基本計画の策定にあたっては、行政各担当者による第1次環境基本計画10年間の検証と担当者に対するヒアリング調査、町民による環境の現状に関するアンケート調査に基づく評価、小中学生による環境地図づくりによる評価及び事業者に対するヒアリング調査を行いました。さらに、これらの結果をもとに、環境審議会による10年間の検証を行いました。

10年間の実績として計画目標を達成している項目もありますので、今後に向けた課題と合わせて取りまとめます。



2-2. 森と水の環境を守る取組み

1 森の環境について

(1) 庁内における 10 年間の検証から

- ・森林面積の 88%を占める天然林等の実態調査、特に水源地周辺の林層調査等が実施できていません。
- ・樹齢 35 年未満が多いので伐採より育林が中心になるが、育林活動が不十分です。
- ・里山を利活用する仕組みについては、まだ未検討です。
- ・間伐材のリサイクルについては、平成 14 年度に稼働した堆肥センターのバークとして一部実現していますが、ペレット等新規の利用は進んでいません。

(2) 住民の意識調査から

①身近な森林への関心（設問 1）

【大きな面積の森林が伐採されてもその後に木を植えていない等、森林の伐採について気になる所はありますか？】の質問に対し、全ての地域住民が気になるところがあると回答しています。特に川北地区でその割合が高く、リゾート開発に伴う森林の伐採が多く、住民に関心を集めていることを示しています。

□設問1:大きな面積の森林が伐採されてもその後に木を植えていない等、森林の伐採について気になる所はありますか？

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 気になる所がある	37.7%	49.2%	35.0%	34.7%	37.0%	42.4%
2. 気にかけて見ているが、気になる所はない	23.0%	23.1%	20.0%	18.2%	33.3%	37.9%
3. そのようなことを気にかけてことがない	17.2%	4.6%	26.3%	22.7%	14.8%	4.5%
4. わからない	18.0%	18.5%	15.0%	21.0%	14.8%	10.6%
無回答	4.1%					

また、記述意見の中には、開発と森林の伐採や保全に関するバランスを維持する規制の必要性や、森林の伐採について情報を公開する仕組み、また、伐採後は広葉樹主体とする着実な植林を監視する仕組み等を求める意見が見られます。

②森の手入れ活動への参加（設問 2）

【森の手入れ（木を植えたり、余分な枝を切ったり、下草を刈ったり）に、参加したことがありますか】の質問に対し、全ての地域で「参加したことはないが、参加したい」と答える割合が最も高くなっています。森野所有者や管理者による体験・参加の機会提供や、森の手入れについての技術的指導の仕組みがあれば、住民や来訪者による森の手入れ活動の活性化が期待できることが示されています。

口設問2: 森の手入れ(木を植えたり、余分な枝を切ったり、下草を刈ったり)に、参加したことがありますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 参加したことがあるので、機会があればまた参加したい	15.6%	16.9%	8.8%	10.8%	18.5%	30.3%
2. 参加したことはないが、機会があれば参加してみたい	43.0%	46.2%	40.0%	44.9%	50.0%	34.8%
3. 参加したことはないし、参加したいとも思わない	28.5%	26.2%	38.8%	27.8%	25.9%	19.7%
4. わからない	9.0%	4.6%	7.5%	13.6%	1.9%	12.1%
無回答	3.9%					

また、記述意見の中には、森の所有者の多くが高齢化している状況では森の手入れは困難であろうという危機感や、森の手入れに関する情報の提供と呼びかけがなされれば参加したいという声、また、オーナーに替わって森の手入れを行う仕組みづくり等、取組みに前向きな意見が多く見られます。

(3) 事業者のヒアリング調査から

あるホテルでは、敷地内の樹木は立地に伴ってランドデザインにより植樹したものであり、オーナーが変わってもその良好な景観性によって評価され維持されてきました。リゾートにおける森林が、景観を大きな価値として維持されることを示しています。

また、各ホテルでは、自然の森に囲まれた環境を宿泊客等に楽しんでもらうため、スターウォッチングや流れ星ナイトツアー、フットパスやツリートレッキングなど、多様な自然に親しむプログラムを提供しています。

2 水源地の保全について

(1) 庁内における 10 年間の検証から

- ①水道水源保護条例、地下水保全条例が平成 23 年 5 月に施行し、開発規制を実施しました。
- ②水源地の地権者等に対し水道水源保護条例を周知することを中心に、情報の集約と管理及び的確な運用に取り組み始めていますが、手探りで進めている段階です。

(2) 住民の意識調査から

①水源地についての認識（設問 3）

【あなたがご自宅で飲んでいる水道水の水源地がどんな様子か、知っていますか】の質問に対し、市街地住民は知らない人の割合が高くなっていますが、他の地区ではおおよそ知っている住民の割合が高くなっています。また、市街地を含む全ての地区で水源地への関心が高いことも示されています。水源地の保全には民間所有地の存在など難しい課題もありますが、住民自身が自らの責任として関わる意思を示したものと受け止めることができます。

口設問3: あなたがご自宅で飲んでいる水道水の水源地がどんな様子か、知っていますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. おおよそ知っている	49.2%	55.4%	46.3%	42.6%	63.0%	56.1%
2. 知らないので、知りたい	40.4%	30.8%	45.0%	45.5%	33.3%	34.8%
3. 知らないし、知りたいとも思わない	2.9%	3.1%	5.0%	2.8%	1.9%	3.0%
4. どのように考えたらよいか、わからない	6.6%	7.7%	3.8%	8.5%	1.9%	6.1%
無回答	1.0%					

また、記述意見の中には、水源地を知ることによって水源地への関心が深まることを示唆する意見が多く、そのような機会が求められています。また、現状の水源地の周辺が宅地開発されていることや海外等の資本への売却への危惧や、水質に関する疑問等の意見もあり、広い意味での水源地周辺の情報共有が求められています。また、水源地周辺の定期的な見守りや清掃等の活動を担うNPO等の関わりを期待する意見も見られます。

(3) 事業者のヒアリング調査から

敷地内に周辺地域住民の水源地を抱えているホテルでは、自社の敷地内であっても公共性の強い施設であり、将来とも保全する考えであるとしています。

3 水辺環境の保全について

(1) 庁内における10年間の検証から

- ①河畔林や魚付き林の保全・回復については、現状の維持を原則に、カシュンベツ川やルベシベ川の改修に伴う自生樹木の伐採抑制と適正樹木の植樹を行っています。
- ②河畔への不法投棄防止については、河川管理者が巡回・監視活動を行っています。

(2) 住民の意識調査から

①水辺のごみ（設問4）

【川等の水辺に、ごみが捨てられているのを見たことがありますか】の質問に対し、全地区において「見たことがある」という回答が非常に多く、実態を反映しているものと思われます。また、ほとんどの住民は、川辺のごみについて気に

口設問4: 川などの水辺に、ゴミが捨てられているのを見たことがありますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 見たことがある	66.6%	72.3%	71.3%	63.6%	63.0%	72.7%
2. 気にかけているが、見たことはない	19.3%	15.4%	15.0%	20.5%	29.6%	18.2%
3. 気にかけていない	4.5%	3.1%	7.5%	5.7%	1.9%	3.0%
4. わからない	8.6%	7.7%	6.3%	9.7%	5.6%	4.5%
無回答	1.0%					

けています。

また、記述意見の中には、農業者の肥料袋や農業資材が捨てられているという意見が多く、また釣り用具等も見られるということで、川の利用者による不法投棄の指摘が多く見られました。様々な機会に多くの団体や個人が参加してごみ拾いをすることは、河畔をきれいにして投棄しにくい雰囲気を作ったり、意識の喚起に結びついたりするので、積極的に進めるべきという意見もありました。

②河畔林への関心（設問5）

【それまで河畔林（川のそばの林）があったのに切られてしまった、という場所がありますか】の質問に対し、全ての地域住民が気になる場所はないと回答しています。設問1の身近な森の伐採問題と異なり、河畔林の場合は、気になる伐採がないのか、あるいは河畔林の様子を目にする機会が少ないのか、はっきりしません。

□設問5:それまで河畔林(川のそばの林)があったのに切られてしまった、という場所がありますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. そのような場所を知っている	11.5%	12.3%	11.3%	6.3%	18.5%	18.2%
2. そのような場所は知らない	52.5%	55.4%	42.5%	55.7%	55.6%	60.6%
3. そのようなことを気にかけたことがない	10.9%	7.7%	16.3%	11.4%	11.1%	6.1%
4. わからない	21.5%	23.1%	26.3%	22.7%	14.8%	13.6%
無回答	3.7%					

また、記述意見の中には、河川の増水時に河畔林が流されることで洪水の可能性を引き起こすから適切な伐採を支持する意見と、増水時でも河畔林は土留めの役割を果たすので伐採すべきではないという意見に分かれています。また、支流上流部の急斜面の河畔林には開拓以前からの古い植生が残っている場所もあるので、その観点からの保全も必要という意見も見られます。

4 水質の保全について

（1）庁内における10年間の検証から

- ①合併処理浄化槽設置の補助を行っているが、次第に利用者が減少しています。移住者の利用率は高く普及率も高いが、既住者の導入傾向が鈍く普及率も低い状態となっています。
- ②中水の利用等住民のライフスタイル改善啓発については未検討です。
- ③公共下水道による水洗化率の向上、処理水の水質維持は計画通り進められています。

(2) 住民の意識調査から

①合併処理浄化槽設置への支援（設問6）

【合併処理浄化槽をさらに普及させるため、町がこれまで以上の何らかの支援を行う必要があると思いますか】についての質問に対し、市街地と有島以外の地区ではこれまで以上の支援措置を追加すべきという意見が多く、特に川北地区では半数以上の住民がそのような意見となっています。一方、市街地と有島では従来通りの支援内容で熱心に薦めるべきだという意見が多くなっています。

□設問6: 合併処理浄化槽をさらに普及させるため、町がこれまで以上の何らかの支援を行う必要があると思いますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 合併処理浄化槽の普及を一層促進するため、町は可能な支援を追加した方がいい	32.4%	52.3%	23.8%	25.6%	44.4%	37.9%
2. これまでと同じ支援内容であっても、町から設置の願いを続けた方がいい	27.7%	20.0%	30.0%	33.5%	33.3%	18.2%
3. これまでと同じ支援内容で、町としては設置の申込を待つだけでいい	7.8%	1.5%	10.0%	6.8%	3.7%	13.6%
4. わからない	25.6%	18.5%	30.0%	29.0%	14.8%	27.3%
無回答	6.6%					

また、記述意見の中には、合併処理浄化槽の設置費用への補助だけではなく、月々の維持コストについても特に低所得世帯については支援すべきという意見や、浄化槽協会による高額のチェック費用に疑問を呈する意見も多く見られます。

また、バイオトイレ等合併処理浄化槽以外の処理システムを利用しているとの意見も見られ、多様な方式に対する支援を求める意見もあります。

(3) 事業者のヒアリング調査から

リゾートホテルの使用後の温泉排水やオーバーフローした温泉水は、地下の貯留池にいったん貯めて、汚れ等を除去してから川に放流しています。

5 水生生物の保護について

(1) 庁内における10年間の検証から

- ①水質浄化機能を保全するための河川流域自然生態系の保全に向けた自然河川実態調査については進捗がないが、NGOによりカシュンベツ川の生物生息可能性調査が行われています。
- ②流域の野生生物生態系の実態把握と保全策の検討については進捗がないが、民間の研究者により新たな植物種の発見等が報告されています。
- ③落差の大きな砂防ダムを小さな落差工に修復し、魚道を確保する事例が周辺他町に見られるが、ニセコ町内では未実施のところがあります。

- ④尻別川流域 7 町村統一条例が一部改正され、生物多様性の象徴としてのイトウ保護の取組みがうたわれました。

(2) 住民の意識調査から

①外来種の生物について（設問 7）

【「外来種の生物」（※もともとこの地域にはいなかった生物のこと）について、今後どのようにしたら良いと思いますか】は、全ての地区で、「可能な限り排除すべき」という意見が多いものの、「排除が望ましいが既に定着したものは難しい」という意見も次いで多く、意見は二分しています。

□設問7: 外来種の生物（※もともとこの地域にはいなかった生物のこと）について、今後どのようにしたら良いと思いますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 外来種の生物は、これまでの地元の自然の仕組みに混乱をもたらすので、可能な限り排除した方が良い	43.2%	49.2%	43.8%	44.3%	42.6%	42.4%
2. 外来種の生物は、可能なら排除した方が良いとは思いますが、既に定着したのももあり難しいのではないかな	37.3%	41.5%	42.5%	35.8%	38.9%	37.9%
3. 外来種の生物も、時間をかけて地元の中で定着するだろうから、そんなに排除しなくても良い	3.9%	3.1%	1.3%	5.1%	1.9%	4.5%
4. わからない	11.7%	4.6%	10.0%	12.5%	11.1%	12.1%
無回答	3.9%					

また、記述意見の中には、問題の難しさに「専門家の意見を聞きたい」という声が少なくない反面、徹底的な排除を主張する声と、既に定着したものの排除より今後の導入を厳しく制限すべきという意見も見られます。そして、どのような外来種が地域に存在し、それらはどのような害をもたらすのか情報が欲しい、という率直な意見も少なくありません。

②水辺環境に親しむ機会について（設問 8）

【尻別川やその支流で、小さな魚や昆虫等の水生生物を観察したり、水遊びをしたり、釣をする等、水辺環境に親しむ機会をこれまで以上に増やすことが必要だと思いますか】の質問に対しては、全ての地域で、機会が減っているのでもっと増やすべきという意見が最も多くなっています。特に、川北地区ではその傾向

□設問8: 尻別川やその支流で、小さな魚や昆虫などの水生生物を観察したり、水遊びをしたり、釣をする等、水辺環境に親しむ機会をこれまで以上に増やすことが必要だと思いますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 水辺で遊んだり親しむ機会が減っているので、増やすよう工夫すべきだ	48.2%	53.8%	38.8%	48.9%	51.9%	47.0%
2. 水辺の遊びは今のままでよく、特に増やす必要はない	27.5%	23.1%	33.8%	26.7%	31.5%	31.8%
3. 水辺は危険なので、あまり水辺で遊んだりしない方がよい	11.5%	10.8%	12.5%	11.4%	11.1%	9.1%
4. わからない	9.0%	9.2%	11.3%	9.7%	5.6%	7.6%
無回答	3.9%					

が顕著であるのは、リゾート開発との関連が想定されます。

また、記述意見の中には、自然の大切さや危険性についても身を以て学ぶ貴重な機会になるので、あまり人工的でない河川環境での親水活動を望む声が多く見られました。

③河川の人工工作物について（設問 9）

【尻別川やその支流は、大小のダムやコンクリートの護岸等があつて、イトウ等の水生生物が生活しにくい状態になっていますが、これをもっと自然に近い状態にかえる必要があると思いますか】の質問に対し、「今の状態よりもっと自然に近い川になるよう変えていく努力が必要」という意見が全ての地区で最も多くなっています。特に、川北地区ではその割合が高く、自然を資源とするリゾート地ならではの特徴と言えます。

口設問9: 尻別川やその支流は、大小のダムやコンクリートの護岸などがあつて、イトウなどの水生生物が生活しにくい状態になっていますが、これをもっと自然に近い状態にかえる必要があると思いますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 今の状態よりもっと自然に近い川になるよう、変えていく努力をすべきだ	52.5%	61.5%	50.0%	46.0%	57.4%	60.6%
2. 今の状態でもそれなりに自然に近いので、特に変える必要はない	31.8%	24.6%	30.0%	39.8%	33.3%	25.8%
3. 水生生物より人間社会の方が大事なので、水生生物を特に大事にする必要はない	1.6%	0.0%	3.8%	2.3%	0.0%	0.0%
4. わからない	10.0%	10.8%	8.8%	8.5%	7.4%	9.1%
無回答	4.1%					

また、記述意見の中には、自然に近い状態に戻し魚が遡上できる様にすべきという意見と、自然状態はいいが災害が起きない程度のバランスを、という意見も少なくありません。それら相対峙する意見を乗り越える視点として、森を充実させることが重要という指摘、そして、ダムや魚道の効果を具体的に示す情報を公開する中で検討を深めるべきという提案もありました。

6 河川利用のルールについて

（１）庁内における 10 年間の検証から

①河川の多様な利用相互における利害等の調整を図るための河川利用のルールづくりについては、水環境の状況に関する情報共有の仕組みづくりや、釣り体験ゾーンの設定、河川利用ルールづくりの支援、他団体や民間団体等との連携のいずれにおいても、進捗は見られません。

②水環境に関わり活動する民間の団体等への支援等については、個別に協力や支援は行っていますが、仕組みづくりは行われていません。

(2) 住民の意識調査から

①河川利用に関するルールづくりについて（設問 10）

【川の自然が守られるよう、釣りやラフティング等の方法やごみの持ち帰り等、一層のルールづくりが必要だと思いますか】については、全ての地区において高い割合で「必要」という意見が多くなっています。

Q10: 川の自然が守られるよう、釣りやラフティングなどの方法やごみの持ち帰りなど、一層のルールづくりが必要だと思いますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 自然状態を保護するためには、一層のルールづくりが必要だ	73.0%	76.9%	71.3%	72.7%	81.5%	69.7%
2. 今の状態でもそれなりにルールが守られているので、これを続けていけばよい	16.6%	9.2%	21.3%	17.0%	13.0%	22.7%
3. それぞれが自由に利用すればよいので、特にルールなどは必要ない	1.8%	1.5%	2.5%	2.3%	0.0%	0.0%
4. わからない	5.1%	7.7%	3.8%	5.1%	3.7%	3.0%
無回答	3.5%					

また、記述意見の中には、今現在どのようなルールが存在しているのか知りたいという意見に加えて、利用にあたっての人数制限等具体的な提案も見られます。

ほとんどの回答者は、現状ではルールが遵守されているとは思えないので、もっと厳しいルールが必要という意見になっています。

7 森や水辺の環境についての住民による評価全般（設問 11）

【ニセコ町全体として、森や水辺の環境は良い状態だと思いますか】については、全地区において、「まあまあ良い」が非常に高い割合で最も多くなっています。次いで多いのが「あまり良くない」ですが、大きな割合ではないので、全体として満足傾向にあると言えるでしょう。

□設問 11: ニセコ町全体として、森や水辺の環境は良い状態だと思いますか？

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. とても良い	7.8%	10.8%	5.0%	7.4%	11.1%	9.1%
2. まあまあ良い	70.1%	69.2%	71.3%	72.7%	64.8%	63.6%
3. あまり良くない	14.1%	15.4%	13.8%	14.8%	13.0%	16.7%
4. 全く良くない	1.0%	1.5%	0.0%	0.6%	3.7%	1.5%
無回答	7.0%					

記述意見のなかにも、「悪くはないが特に良い訳でもない、なぜなら・・・」等の意見が多い。消極的評価以上の水準に至っていないことが伺えます。

2-3. 資源やエネルギーを大切に使う取組み

1 環境調和型の地元農産物

(1) 庁内における 10 年間の検証から

- ①ビュープラザや各地の直売所を中心に、農産物の地産地消は広がりを見せています。
- ②観光業との連携や加工品開発にも取り組んでいますが、引き続き検討・実施が求められています。
- ③堆肥センターにおいて、町内家畜糞尿、下水道汚泥、家庭用生ごみを堆肥化し土づくり支援を継続しています。

(2) 住民の意識調査から

①地元の農産物を地元で買うようにしているか（設問 12）

【地元の農作物を地元で買うようにしたいと思いますか】については、全地区で「環境負荷が小さく地域経済にも寄与できる地元商品を妥当な価格なら買いたい」という回答が最も多く、その割合はきわめて大きいものがあります。特に、川北地区では 92.3%もの住民が、地産地消を積極的に求めていることが示されました。しかし同時に、この選択の実現のためには、まず妥当な価格というハードルを越える必要があることも示しています。

□設問12: 地元の農作物を地元で買うようにしたいと思いますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 地元の農作物は、近場の輸送で環境負荷が少なく地域経済にも良いので、妥当な値段なら買いたい	76.8%	92.3%	68.8%	76.1%	81.5%	71.2%
2. 買いたいが、他より少しでも高いと、なかなか買えない	13.3%	4.6%	18.8%	17.6%	7.4%	16.7%
3. たとえ遠い所から運ばれてきた農作物であっても、安いものを買いたい	5.5%	0.0%	7.5%	5.1%	3.7%	6.1%
4. わからない	1.4%	0.0%	2.5%	0.6%	1.9%	1.5%
無回答	2.9%					

また記述意見のなかには、地元産の野菜を買える場所がビュープラザ等に限られてるので、市街地の商店等でも扱うことで、車を使わない高齢者にとっても地産地消を導入できるとの指摘や、フード・マイレージ※⁴を点数化してエコポイントとして換算できる仕組みがほしい等の意見もあります。ビュープラザについては、一定の評価がある反面、一層の充実を求める声も少なくありません。

※4：フード・マイレージ：「食料の（＝food）輸送距離（＝mileage）」。食糧が輸送されるときに排出される二酸化炭素が地球環境に与える負荷に着目したもので、食料輸入量重量×輸出国までの輸送距離（例：トンキロメートル）を表します。食品生産地と消費地が近ければフード・マイレージは小さく、遠くから食料を運んでくると大きくなります。

②化学肥料や農薬を大幅に減らした農作物（設問 13）

【化学肥料や農薬を大幅に減らした農作物を、買いたいと思いますか】については、全ての地区において、減農薬野菜を積極的に購入したいという人の割合が高くなっています。特に近藤地区では、その傾向が他地区より強く、安全で安心な農作物を求める意識が高いことを示しています。

□設問13: 化学肥料や農薬を大幅に減らした農作物を、買いたいと思いますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 環境や健康に良いので、多少高くても妥当な値段なら買いたい	48.0%	46.2%	42.5%	47.2%	63.0%	43.9%
2. 買いたいが、他より少しでも高いと、なかなか買えない	32.6%	30.8%	35.0%	34.7%	29.6%	36.4%
3. どんな農作物であっても、安くておいしいものを買いたい	10.2%	12.3%	8.8%	12.5%	0.0%	12.1%
4. わからない	2.5%	3.1%	6.3%	1.7%	0.0%	1.5%
無回答	6.8%					

また記述回答を見ると、減農薬等を望む気持ちは強いものの、現在の農政や農産物市場を前提にして減農薬・無農薬を志向すると農家が苦しむばかりだ、との意見も見られます。環境面から農業のあり方を検討する場合であっても、農業を取り巻く様々な課題に関連してくるという指摘は、農村地帯であるニセコならではの現実味を帯びた意見となっています。

2 自然エネルギー導入の試みについて

（１）庁内における 10 年間の検証から

- ①自然エネルギーの導入については、平成 22 年度から緑の分権改革による取組みが始まったばかりで、引き続き今後の積極的な展開が予定されています。
- ②平成 23 年度から、住民を中心とする実践的な取組み組織として「自然エネルギー研究会」が設立され、活動が行われています。

（２）住民の意識調査から

①自然エネルギー活用への取り組み（設問 14）

【ニセコ町では、小さな規模の水力発電や雪冷熱等、自然のエネルギーを活用するための取組みをしていますが、どのように思いますか】については、導入に向けて積極的に取り組むべきという意見が、全ての地区で最も多くなっています。

特に川北地区では非常に高い割合で導入を望む声が多い一方で、有島地区では慎重に取り組むべきという意見もやや近い割合となっています。

口設問14:ニセコ町では、小さな規模の水力発電や雪冷熱など、自然のエネルギーを活用するための取り組みをしています、どのように思いますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 自然のエネルギーを活用することに、積極的に取り組むべきだ	54.9%	73.8%	40.0%	50.0%	66.7%	63.6%
2. 自然のエネルギーを活用するのはコストが高いと言われているので、慎重に取り組むべきだ	28.1%	20.0%	35.0%	32.4%	25.9%	22.7%
3. エネルギーは安く大量に得られるものが良いので、自然エネルギーでは無理だ	2.7%	0.0%	2.5%	4.0%	0.0%	3.0%
4. わからない	8.4%	1.5%	16.3%	8.0%	5.6%	6.1%
無回答	5.9%					

また記述回答によると、コスト面等で自然エネルギー導入の難しさを認識しながらも、今後の地域社会のあり方として、様々なタイプの自然エネルギーの導入に向けた取り組みを支持する意見が多く寄せられています。その場合の課題として、やはりコスト高をどのように解決するのかについても、関心が寄せられました。

(3) 事業者のヒアリング調査から

重油ボイラー中心のリゾートホテルでは、地中熱ヒートポンプや温泉廃熱の利用に強い関心を持っているところが少なくありません。以前、具体的な導入検討を行った施設もあります。社会情勢の変化による影響や、コストパフォーマンスに見通しが得られなかったこと等から実現していないものの、ニセコ町が公共施設に導入するヒートポンプ等の実証データと採算性等についてのデータ公開に、強い期待を寄せています。

3 省資源・省エネルギーの取り組み

(1) 庁内における10年間の検証から

- ①修理業や修理ボランティアへの支援策の検討、リユースアイデアコンクールの実施、D I Y^{※5}ハウツー講習会、適量使用のライフスタイル回復等については、進捗が見られません。

(2) 住民の意識調査から

- ①省資源と省エネルギーの現状の取り組みについて（設問15）

【日々の暮らしの中で、資源（暮らしに必要なもの）や、電気、灯油等エネルギーを減らすようにしていますか】の質問に対し、全町的には、「省資源・省エネルギー」の暮らしをしようとしているがなかなか思う様にはならない」という答え

※ 5 : D I Y : Do It Yourself（自分で作ろう）の略。専門業者に任せずに自分の手で何かを作ったり修理したりしようとする活動を指します。

が、「工夫している」よりほんのわずが多い状態ですが、誤差の範囲内なのでほとんど同じ割合と言えます。地区別に見ると、川北では「工夫している」という回答が明らかに多い反面、市街地では「思うようにならない」が明らかに多くなっています。周辺の自然条件等をライフスタイルにどのように取り入れられるかということも、結果に影響しているように思われます。

□設問15: 日々の暮らしの中で、資源(暮らしに必要なもの)や、電気、灯油などエネルギーを減らすようにしていますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 資源やエネルギーを減らして大切に使うよう、工夫をしている	46.5%	53.8%	48.8%	39.2%	61.1%	48.5%
2. 資源やエネルギーを減らして大切に使いたいと思っているが、なかなか思うようにはならない	46.9%	43.1%	43.8%	55.7%	35.2%	43.9%
3. そのように気を使ったことはない	1.8%	1.5%	2.5%	2.3%	0.0%	1.5%
4. わからない	1.0%	1.5%	1.3%	0.0%	0.0%	3.0%
無回答	3.7%					

また記述回答を見ると、様々な工夫を既に実施している様子がうかがえる一方で、思うようにならない難しさについても、生活の便利さになれてしまったことや、子どものいる世帯での難しさ等に触れる意見も見られます。

②省資源と省エネルギーの今後の取組みについて（設問 16）

【資源や電気、灯油等エネルギーを、今以上にもっと減らして大切に使うことは可能ですか】については、前問の拮抗した回答状態を引き継いで、「もっと減らしたいが難しい」という回答が全ての地区で最も多くなっています。やはり川北地区では、「もっと減らすことは可能」という意見もやや多くその差は他地区よりは小さいものの、その困難さが伺える結果となっています。しかし、「もっと減らしたい」という意識は全地区で圧倒的に多いので、今後様々な要因の変化による工夫次第では、さらに進む可能性も示唆していると受け取れます。

□設問16: 資源や、電気、灯油等エネルギーを、今以上にもっと減らして大切に使うことは可能ですか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. かなり減らして大切に使っているが、もっと工夫や努力をすれば、さらに減らすことは可能だ	32.4%	38.5%	32.5%	31.3%	33.3%	31.8%
2. もっと減らしたいと思うが、実際にはこれ以上減らすのは難しい	58.8%	53.8%	60.0%	63.6%	57.4%	57.6%
3. そのようなことを気にかけたことがない	1.2%	0.0%	0.0%	1.1%	1.9%	3.0%
4. わからない	2.9%	3.1%	2.5%	1.1%	3.7%	3.0%
無回答	4.7%					

また記述回答によると、健康で元気であれば楽しく工夫できる、高齢者から昔のライフスタイルの知恵を学ぶ、家族団らんを取り戻し一緒に時間や行動を増やすこと等のアイデアが多く示された反面、これ以上のきめ細かい工夫には限度があるので、省エネルギー型の生活機器への切り替えが必要との意見もあります。

(3) 事業者のヒアリング調査から

リゾートホテル等では、これまでも既に様々な工夫のもと省エネルギーを追求してきています。今後の課題は、LEDの導入であるとしています。アンヌプリスキー場への歩道に設置されたLED街灯は、節電効果の他に、夜空を拡散した光でさらさない効果や、蛾が集まることがない等、自然にやさしい照明であることを実感しているとの印象を持っています。

4 ごみの分別について

(1) 庁内における10年間の検証から

- ①ごみのリサイクル率の平成23年度の目標は50%でしたが、平成14年度に分別が17種類となり、堆肥センターが稼動したことにより、リサイクル率は60%を超え目標値は達成されました。しかし、それ以降毎年下降し続け、平成22年度のリサイクル率は54.5%に落ち込んでいます。
- ②グリーン購入は、平成14年度移行実施し、定着しています。
- ③ごみの排出量については、有料化を実施したことにより減少し、ほぼ横ばいで推移しています。
- ④ごみの不法投棄防止については、定期的な監視や情報共有は行っていますが、効果が上がっていません。
- ⑤LCA^{※6}による評価システムの構築には至っていません。

(2) 住民の意識調査から

①ごみの分別の実施状況（設問17）

【ごみの分別が、きちんとされていると感じていますか】の質問については、「きちんと分別していると感じる」地区と、「なかにはルールに従っていないケースも見かける」地区が分かれています。どちらの場合も多く多くの地区ではその差があまり大きくなく、実質的には大きな相違がないとも言えますが、有島地区だけは、「きちんと分別していると感じる」割合が他を引き離して大きくなっています。

※ 6 : LCA : ライフサイクル評価 (Life Cycle Assessment) の略称です。製品は、その原料採取から製造、廃棄に至るまでの全ての段階 (ライフサイクル) において環境に対して様々な負荷 (資源やエネルギーの消費、環境汚染物質や廃棄物の排出等) を発生させています。これらの環境への負荷をライフサイクル全体に渡って、科学的、定量的、客観的に評価する手法を指します。この活用により、環境負荷の低減を図ることができます。

□設問17:ごみの分別が、きちんとされていると感じていますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 自分もまわりの人も、ルールに従ってきちんと分別してごみを出していると感じる	45.1%	41.5%	52.5%	46.0%	40.7%	42.4%
2. 分別が難しいものもあって、なかにはルールに従っていないケースも見かけるので、残念だ	40.4%	46.2%	28.8%	46.6%	50.0%	33.3%
3. 分別は難しいし面倒なので、自分でもきちんとしていないものもあるかもしれないが、しかたない	5.9%	3.1%	8.8%	4.0%	1.9%	12.1%
4. わからない	2.5%	3.1%	5.0%	1.1%	0.0%	6.1%
無回答	6.1%					

また記述回答を見ると、分別が難しいものも増えているので、定期的に講習等広報活動をこまめにすべきという意見や、分別後のそれぞれのごみが最終的にどのように処理されているのか分からないので、分別に力が入らないという方、また、単身高齢者で分別が難しそうな人へのサポートをどうするか検討が必要との意見もあります。

②資源ごみの分別で面倒と感じる場合（設問 18）

【資源ごみの分別で面倒と感じるのはどんな場合か】については、全ての地区で、「プラ容器包装」と「紙製容器包装」の資源ごみ化が面倒で燃やすごみにすることがある、という回答が多くなっています。

□設問18: 資源ゴミの分別で面倒と感じるのはどんな場合か

※この設問は複数回答

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 容器包装のプラスチック類をきれいにし資源ごみに出すのが面倒で、燃やせるごみにすることがある	43.0%	43.1%	42.5%	43.2%	42.6%	42.4%
2. 紙類や紙製の容器包装をきれいにし資源ごみに出すのが面倒で、燃やせるごみにすることがある	35.0%	32.3%	33.8%	37.5%	33.3%	33.3%
3. 生ごみを分別して出すのが面倒で、燃やせるごみにすることがある	9.8%	9.2%	7.5%	12.5%	1.9%	7.6%
4. わからない	8.0%	4.6%	11.3%	6.3%	7.4%	18.2%
無回答						

また記述回答を見ると、面倒と感じるよりも、分別後の資源化が実際にどのようになっているのかわからないので意欲に結びつきにくい、あるいは、洗ってきれいにして出すための水や洗剤による環境負荷と燃やしてしまうのと比べてどちらが環境に総合的に良いのか疑問に思う、という意見も見られます。これらについての十分な情報共有が求められているといえます。

③資源やエネルギーが地域で自給できる仕組みについて（設問 19）

【資源やエネルギーが、ニセコ町内で自給できる仕組みが、これから重要だと思いますか】については、地区によって、「どんどん進めるべき」という意見と「慎重に進めるべき」という意見に分かれています。特に、近藤地区や川北地区では積極的な推進意見が多くなっています。

□設問19: 資源やエネルギーが、ニセコ町内で自給できる仕組みが、これから重要だと思いますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 重要だと思うので、可能なことは工夫してどんどん進めるべきだ	43.9%	58.5%	30.0%	40.3%	61.1%	50.0%
2. 重要だと思うが、難しいことが多いので、慎重に進めた方がよい	40.0%	33.8%	48.8%	47.7%	20.4%	36.4%
3. 世界全体で資源やエネルギーが融通できれば良いので、地域のなかで自給することにこだわる必要はない	3.5%	3.1%	3.8%	3.4%	1.9%	1.5%
4. わからない	7.4%	0.0%	12.5%	6.8%	5.6%	7.6%
無回答	5.3%					

また記述回答によると、様々な方式の自然エネルギーについて、夢やアイデアを出し合う意見が多く出されています。また、自然エネルギーの試みをニセコ町内だけに拘らずに、広域で連携して行ったらどうかという提案も見られます。

5 資源やエネルギーに関する取組みについての住民による評価全般（設問 20）

【ニセコ町の資源やエネルギーに関する取組みは、全体として良い状態だと思いますか。】については、全地区において、「まあまあ良い」が非常に高い割合で最も多くなっています。次いで多いのが「あまり良くない」ですが、大きな割合ではないので、全体として満足傾向にあると言えるでしょう。

□設問20: ニセコ町の資源やエネルギーに関する取組みは、全体として良い状態だと思いますか

	全町	川北	有島	市街	近藤	南西
1. 全体として、とても良い	7.4%	7.7%	2.5%	9.1%	9.3%	7.6%
2. 全体として、まあまあ良い	62.7%	58.5%	65.0%	67.6%	63.0%	54.5%
3. 全体として、あまり良くない	12.9%	10.8%	18.8%	12.5%	7.4%	19.7%
4. 全体として、まったく良くない	1.4%	1.5%	1.3%	0.6%	0.0%	3.0%
無回答	15.6%					

また記述回答を見ると、取り組み内容についての情報がなく、判断できないという意見が少なくありません。これまで町として努力してきた広報展開に課題があるとの指摘と考えられます。また、積極的な取組みを評価しつつ、急ぎすぎることによってコストがかかりすぎたり逆に時代遅れになったりしないか、といった懸念も表明されています。

2-4. ニセコ小中学生による環境調査地図のまとめ

(1) 調査の概要

ニセコ小学校	28 名から回答
近藤小学校	2 名から回答
ニセコ中学校	48 名から回答

(2) 回答の特徴

①近藤小学校の場合、近藤小学校周辺から、通学路、真狩川、ビュープラザとなっており、記載数は少ない（4項目）ものの、暮らしの一端が伺えます。

②ニセコ小学校の記載内容を見ると、小学生の目線から、それぞれの場所の善し悪しに関する指摘が多くなっています。

●良くないという指摘：

坂が急である、歩道が無くて不安、車が多く速くて危ない、街灯が無くて暗い、トイレが汚れている、遊具が少ない、ハチがいる、施設が古くて汚れている、ごみが落ちている、不審者に出会った、店が欲しい、信号が欲しい、体育館で遊べる日が少ない、池が危ない、緑が少ない等

○良いという指摘

それぞれの場所のきれいさ、小中高の学校行事の楽しさ、遊び場所としての楽しさ、見学学習で訪れた思い出、近道の発見、各種公共施設の便利さ、釣りや虫取り等、自然の遊び、友達とよく遊んだ場所、自然の緑が多い、給食のおいしさ、商業施設の利用、ごみが無い、ビュープラザの品揃えの豊富さ、花で飾っている、家族とよく遊んだ思い出、習い事の場所等

③ニセコ中学校の記載内容を見ると、ニセコ小学校の場合と傾向はおおむね同様ですが、記載内容がやや具体的になっています。あそぶっくは本だけではなく人とも出会うことができ、コミュニケーションがとれるという評価と、その反面行事等が少ないという声、下校時に除雪がされていなく危ないという指摘、有島の旧サフォーク牧場の再活用の提案（花畑）、電気店・本屋・コンビニ・カラオケの希望、公園の遊具の不具合、有島記念館の芸術展示と周辺環境の良さ、中央通から親子の坂へ行く途中の尻別川の涼しさ等、観察眼の深まりを感じさせます。

(3) 計画に反映するための視点

①子どもが暮らしやすい街並み環境の整備課題が、具体的に見えてきました。

②町中にあっても身近な自然ともっと親しめるような環境整備が必要です。

③学校施設以外では、子どもにとってあそぶっくの存在が大きくなっています。

④有島記念館とその周辺が比較的利用され印象に残っていることから、子どもにとっての利用価値は高いことが示されました。

⑤交通安全面の指摘が多く、不審者と受け止められる人物にも言及しています。

3

環境理念と目標像

3-1. ニセコ町の環境理念と12年後の環境目標像を描く

「第1次ニセコ町環境基本計画」（平成14年度～平成23年度）が目指した理念は、「水循環」と「物質循環」の保全を基盤として、自然生態系やそこに営まれている地域生活文化を守り育てることです。全体目標として掲げた【水環境のまちニセコ】には、そのような理念が込められていました。

また、「ニセコ町環境基本条例」（平成15年12月制定）の前文は、環境の保全と創造に取り組む基本的な姿勢について、次のように述べています。

「わたしたち町民は、水循環と物質循環の保全をとおして、地域の生活文化を守り育て、美しい景観が織り成す自然環境と調和した経済社会を持続させることにより、住むことに誇りが持てるまちを築くためにこの条例を制定します。」

さらに、第1次ニセコ町環境基本計画の検証と町民のアンケート調査等による現状の課題把握から、尻別川の流域に存在するニセコ町にとっては、様々な環境課題の多くが水循環と物質循環に影響されるものであるとの認識を強くすることができました。大きな課題として新たに浮上してきた水源地とその周辺環境および地下水の保全は、その象徴的な課題であるといえます。

ニセコ町の環境目標像の実現はいまなおその実現途上にあるという認識のもと、私たちは、“この循環の環を壊してはいけない。すでに壊れかかっている環は、もう一度結びあわせたい”との想いを強くしています。

地球の中でここしかない、自分にとって最も心安らぐ場所、それが故郷です。生まれ育った場所、熱い想いを抱いて移り住んだ場所、様々な経験を経て掛け替えのない地となった、この場所。ここでは、大地の懷を巡った水が、まちと暮らしに届けられます。ニセコを故郷として愛する私たちは、地下水や湧水、河川等の水の循環を、なにより大切に守り続けたいと願っています。未来に引き継ぎたいもの、それは、命の源流、水の故郷です。

これらのことから、「第2次ニセコ町環境基本計画」においても、引き続きその目標像を【水環境のまちニセコ】と定め、実現を目指すこととします。

■ 環境の目標像＝水環境のまちニセコ

3-2. 環境目標像を実現するための計画の体系

(1) 基本となる手法

環境理念に基づく目標像に近づくため、具体的な手だてを講じるための計画を体系化し、その実践手法を、次のように定めます。

① 住民は、自らの実践参加により、ニセコの環境をもっと知る取組みを進めます。

環境に関心を深め、その背景を探ることは、環境課題解決の第一歩です。アンケート調査等によって、ニセコ住民の環境への関心の深さが示されたことから、この関心を住民自身による主体的な活動へと、さらに進めていきましょう。

② 事業者は、環境の恵みに対する感謝の心で、環境負荷の低減につとめます。

ニセコの水環境や景観等の自然環境を経営資源とする事業者は、自然環境等の恵をより多くの人と共有できるよう事業を展開するとともに、環境への負荷の低減に努めましょう。

③ 町は、住民の活動を支え、その環境課題の解決に向けて住民と連携します。

町は、住民の主体的な環境課題への取組みを様々な形で支える仕組みを用意するほか、地域における環境課題の裾野の広さを認識し、その解決に向けて積極的な政策を住民や事業者に提案し、互いに連携して進めていきます。

④ 環境目標像の達成度を点検するため、住民と町が連携し評価システムを運用します。

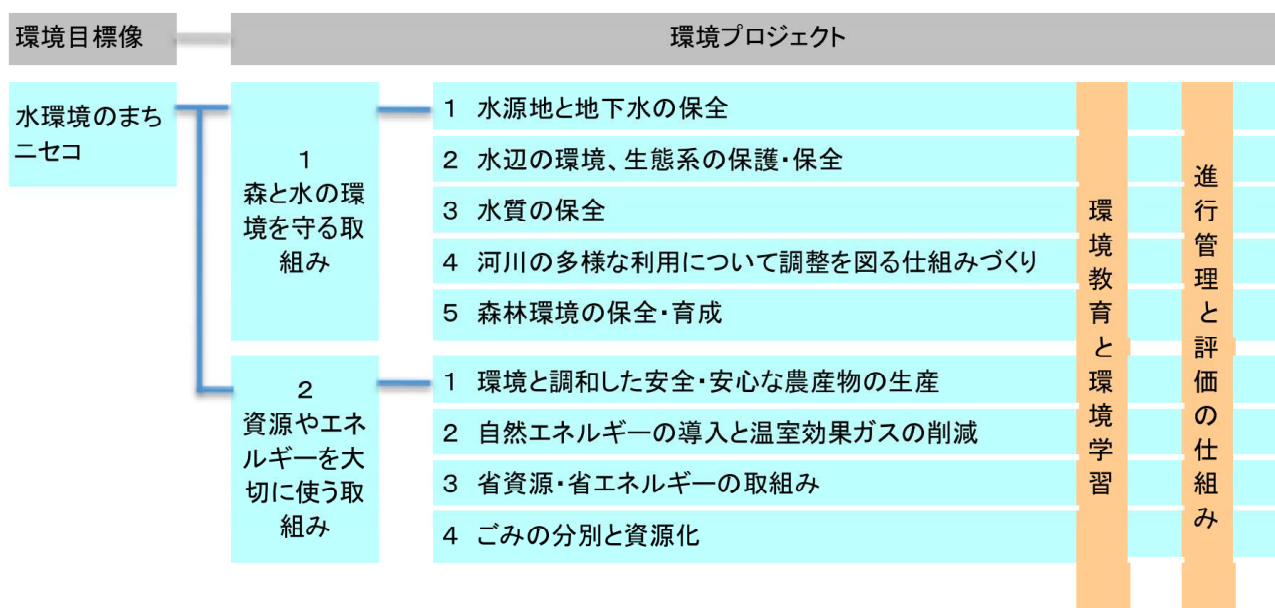
環境目標「水環境のまちニセコ」の達成度合いを検証するため、その目標値を定めます。目標値は、計画期間12年後の最終目標値と、その途中経過における年度目標値によって構成し、住民と町の連携によってそれら目標値の達成度を検証し、「環境白書」の中で報告します。

（２）環境目標を達成するための環境プロジェクトによる計画の体系

環境目標「水環境のまちニセコ」を達成するためには、多くの環境課題に即した取り組みのプロジェクトを具体化する必要があります。その環境プロジェクトを体系化し、実現に向けたロードマップを組み込んだものが、「第２次ニセコ町環境基本計画」です。

ニセコ町の環境特性に沿って、多様な環境要素の中から重要な課題に絞り込み、「森と水の環境を守る取り組み」と「資源やエネルギーを大切に使う取り組み」を、二つの大きな柱とします。

また、第２次ニセコ町環境基本計画は、住民の環境行動が大きな役割を果たすことを期待して内容が構成されています。そのため、環境プロジェクトの随所に、住民の関わり、特に環境教育・環境学習としての活動が組み込まれています。これらは、独立した扱いとはなっていませんが、計画の体系として大きな役割を持っているので、計画の体系の中に明示することとします。



4

環境プロジェクトと実現に向けたロードマップ (基本計画)

4-1. 水と森の環境を守る取組み

1 水源地と地下水の保全

ニセコの水源地と地下水は、私たちの命と暮らしの故郷です。これをしっかり守るため、様々な仕組みをつくり取組を行います。

■環境プロジェクト

(1) 水道水源保護条例に基づく水源地の保全

ニセコ町水道水源保護条例が平成 23 年 5 月に施行されたことから、その適切な運用に努め水源地を保全していきます。環境のまちづくりを進める姿勢を周知すると共に、水源地の地権者等の情報の集約と町への理解と協力を求めます。

- ・水源地の地権者等への理解と協力を求めます。(行政)
- ・条例の充実に向けて検討します。(行政)

(2) 地下水保全条例に基づく地下水の保全

ニセコ町地下水保全条例が平成 23 年 5 月に施行されたことから、その適切な運用に努め地下水を保全していきます。地盤沈下や水源の枯渇することが無いように、情報収集や地下水使用者に対して町への理解と協力を求めます。

- ・規制対象井戸使用・予定者に対する理解と協力を求めます。(行政)
- ・地下水の利用状況の把握に努めます。(行政)
- ・工事等による地下水脈への影響が出ないように関係機関に要請活動を行います。(住民、行政)
- ・条例の充実に向けて検討します。(行政)

(3) 地域住民等による水道水源地に関する情報の共有

水源地を知ることで住民の関心が深まりその保全効果に資することができる可能性が高いので、住民を中心として現地見学会等のワークショップを行い、水源地に関する情報の共有や周辺の清掃活動等の水源地保全活動を行います。

- ・水源地見学会やクリーンアップ作戦等により情報の共有を図ります。(住民)

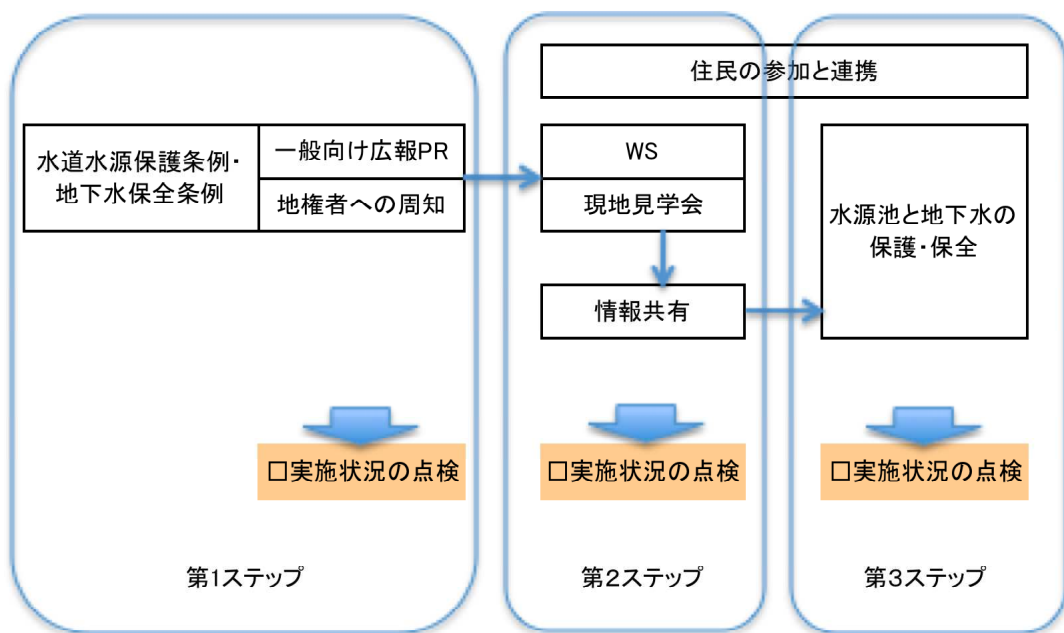
～ニセコ町水道水源保護条例～

町の指定する水道水源保護地域内への施設等の設置には許可が必要で、事前協議、関係住民への説明会の開催が義務付けられています。水質汚染や水源枯渇のおそれがある場合など規制対象施設と判断される場合には施設設置はできません。

～ニセコ町地下水保全条例～

町内に井戸を設置する場合は町への届出が必要です。揚水機（ポンプ）の吐出口断面積 8 c㎡を超える場合には許可が必要となり、事前協議、関係住民説明会の開催が義務付けられています。周辺への悪影響が予想される場合には井戸を設置することはできません。

■実現に向けたロードマップ



ニセコを故郷として愛する私たちは、
地下水や湧水、河川等の水の循環を、なにより大切に守り続けたいと願っています。

(第2次ニセコ町環境基本計画 基本理念)

尻別川流域の水辺環境や野生生物の自然生態系を、しっかり保護・保全します。

■環境プロジェクト

（１）尻別川流域町村による尻別川の自然環境を守る広域的な活動への積極的な参加

尻別川の流域 7 町村間の広域ネットワークにより制定された尻別川流域 7 町村統一条例の趣旨に沿って、尻別川の自然環境を保全する活動に積極的に参加し貢献します。

- ・統一条例連絡協議会の活動を住民に周知します。（行政）
- ・統一条例連絡協議会と住民の意見・活動の交流の場を運営します。（行政）
- ・尻別川の水質保全、野生生物の生息状況等の調査や生態系の保護・保全を広域で統一的行います。（行政）

（２）河畔等水辺環境の生物調査と観察会の実施

河畔の植生や水生生物の生息状況等についての実態調査や観察会、水遊び等、多様な体験メニューを子どもたちと共有することで、地域住民が水辺環境に親しみ、そのあり方を共に考える活動を生み出し、継続します。

- ・真狩川下流域やカシュンベツ川有島記念館周辺等、河川環境と人間の生産活動の関わりが感じられる場所を選定して、親水活動の多様なプログラムをモデル的に実践します。（住民、行政）
- ・かつての澱粉工場跡や近年のマイクロ水力発電設置場所等、河川と人間の関わりを学び体験する場所の設定とプログラムをつくります。（住民、行政）
- ・親水活動を指導できる人材を発掘し、「環境マイスター」として活躍できる仕組みをつくります。（住民、行政）
- ・地元学等の手法により、地域資源に根ざした体験プログラムを実践します。（行政）

（３）河畔林や魚付き林の保全・回復

河川の改修に際して、自生樹木の伐採抑制と適正樹木の植樹を行い、河畔林が有する水生生物の生育環境を維持します。

- ・尻別川統一条例連絡協議会が流域全体として取り組む事業として提案し、自主的に実践していきます（住民、行政）

（４）生物多様性のシンボルとしてイトウを守る

尻別川流域 7 町村統一条例が一部改正され、生物多様性の象徴としてのイトウ

保護の取組みがうたわれたことをうけ、より具体的で実効性のある取組みを行うための仕組みづくりを進めます。

- ・ 小学校におけるイトウの稚魚放流等、校外スクールを推進します（行政）
- ・ イトウを守ることに実効性をもたらす新たな広域的な仕組みをつくりま
す。（住民、行政）
- ・ イトウの産卵・ふ化の適地選定と、保護活動を行う民間団体の活動に参加
し支援します。（住民、行政）

（５）地域に存在する外来種については、これ以上の侵入を防ぐ方法について検討する

外来種の生物については、これ以上新たな外来種を入れないよう、その方法等について専門家と住民の参加による調査を行い、北海道や近隣町村と連携し活動を進めます。

- ・ 在来種と外来種の実態観察会を開催します。（住民、行政）
- ・ 外来種のペット等をなるべく飼育しないよう、また外来種ペットの飼い方
に関する啓発を行います。（行政）
- ・ 外来種の野生動物等による農業被害の実態を調べ、その駆除等の対策を進
めます。（住民、行政）

（６）本来の河川生態系を回復できるよう、河川の人工工作物を可能な限り自然に近い状態にする

ダムやコンクリートの護岸等治水を目的とした人工工作物を自然に近い状態とし、イトウ等多様な生物が生息できる川の自然な流れを回復するよう、護岸工事等の計画がある場合には、できるだけ早い段階で住民も参加し、工事のあり方を、関係機関と共に検討します。

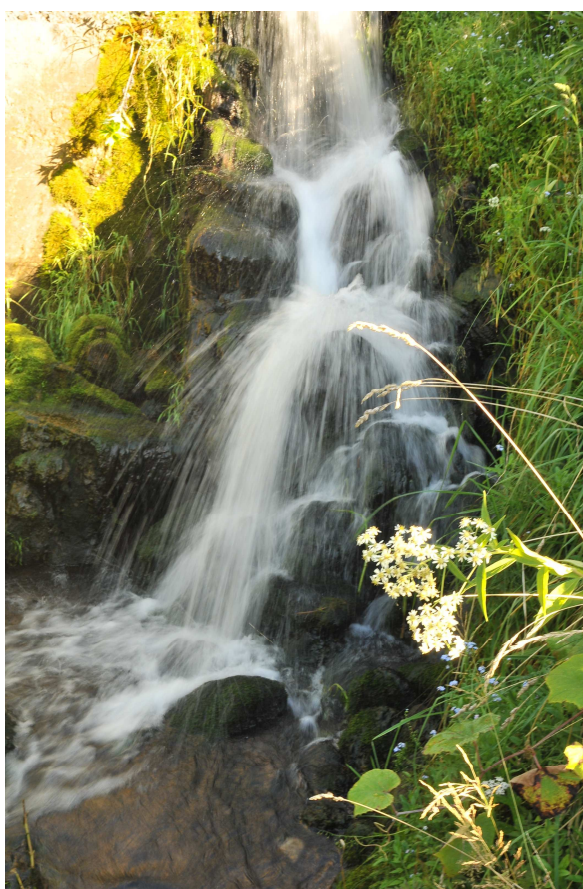
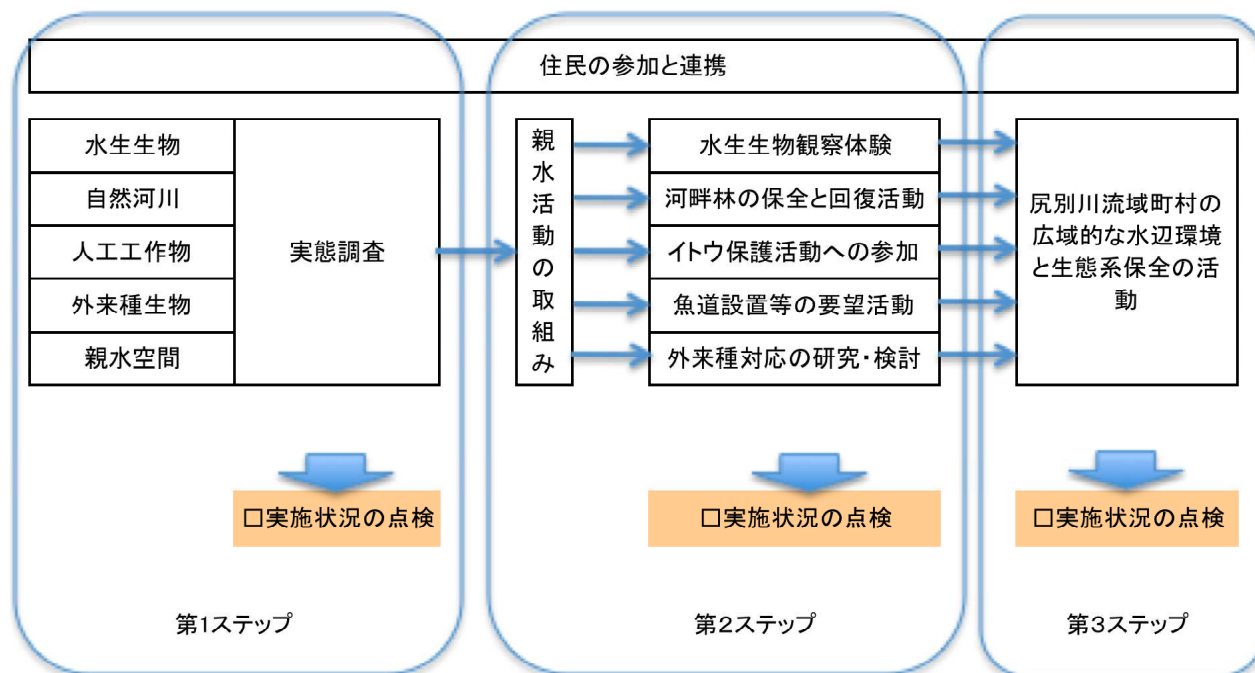
- ・ 統一条例連絡協議会として関係機関に働きかけるよう、積極的に活動しま
す。（住民、行政）

（７）河川等の水辺環境やその流域全体の自然景観を保全する

尻別川やその支流の流域には、地形や周辺の土地利用形態によって固有の景観が見られます。特に、地形や自然生態系によって形成された自然景観は自然環境の重要な要素であることから、これを保全します。

- ・ 水辺環境や流域全体について、景観条例に基づく景観保全に取り組めます。
（行政）
- ・ 町内で保全すべきと思われる景観について、住民参加により選出し、保全
に向けた取組について検討します。（住民、行政）

■実現に向けたロードマップ



町は、水源地、河川、湖沼、湿原等の環境保全に努め、健全な水循環と安全な水の確保のために必要な対策を講じなければならない。

(ニセコ町環境基本条例 第13条)

水質日本一を誇る尻別川流域の環境を保全するためにも、生活排水等による負荷を最大限取り除きます。

■環境プロジェクト

(1) 尻別川とその支流の水質の維持向上を図る

尻別川は、毎年のように「清流日本一」に選ばれています（国土交通省）が、流域全体として必ずしもきれいな状態が維持されている訳ではありません。尻別川統一条例の趣旨と精神に沿って、水質向上に向けた活動を行います。

- ・水質悪化の実態把握と改善方法、防止に向けた活動を行います。（行政）

(2) 合併処理浄化槽等の排水処理施設の普及に向けた支援を継続

公共下水道や合併処理浄化槽の普及拡大に向けて、個別に啓発活動を行うほか、導入・運用しやすい支援措置等新たな仕組みづくりを検討します。また、処理された排水の水質や排出先について、基準に即して適切な処理を行うよう啓発を行います。

- ・導入促進に向けた個別啓発を進めます。（行政）
- ・導入促進に向けた新たな支援策について検討します。（行政）
- ・大規模な営業用施設等の排水水質規制を検討します。（行政）
- ・洗剤等による汚染や浄化槽への影響等の勉強会を開催します。（住民、行政）
- ・排水の水質や排水先について、基準に即して管理を行います。（住民、事業者）

(3) バイオトイレ等環境調和型処理システムの導入促進

バイオトイレ等環境に負荷の少ない新たな処理システムを各家庭や事業所が導入しやすくすることに向けた、啓発や支援の仕組みを検討します。

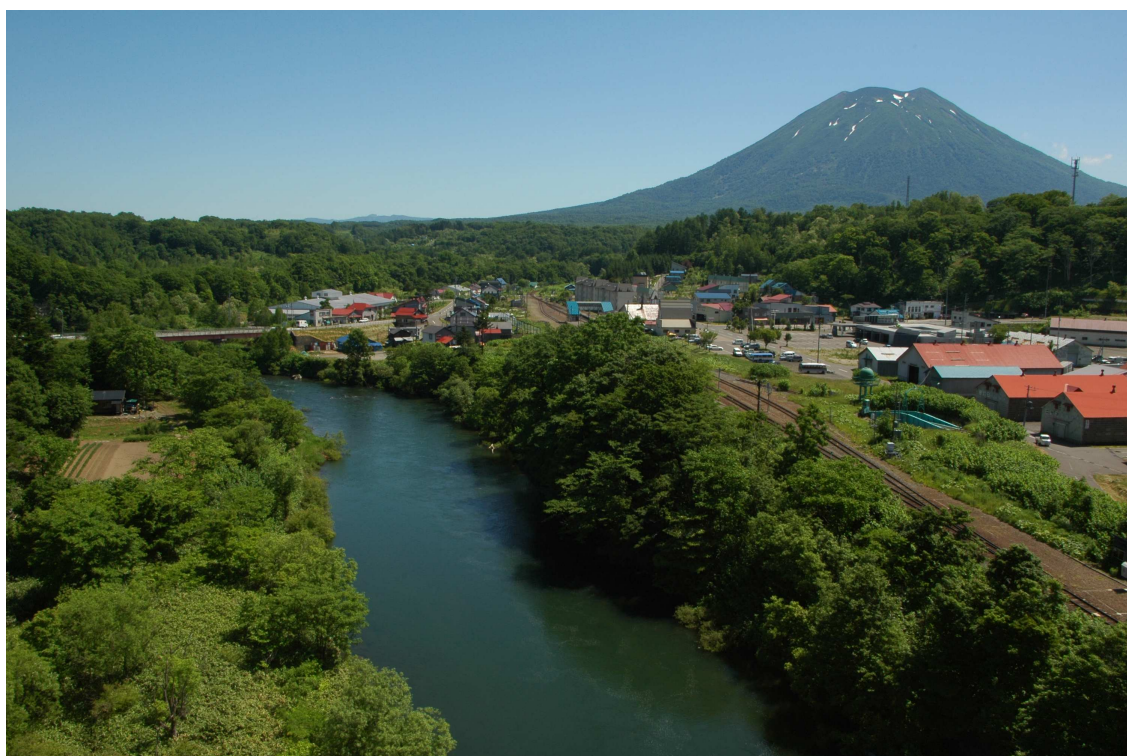
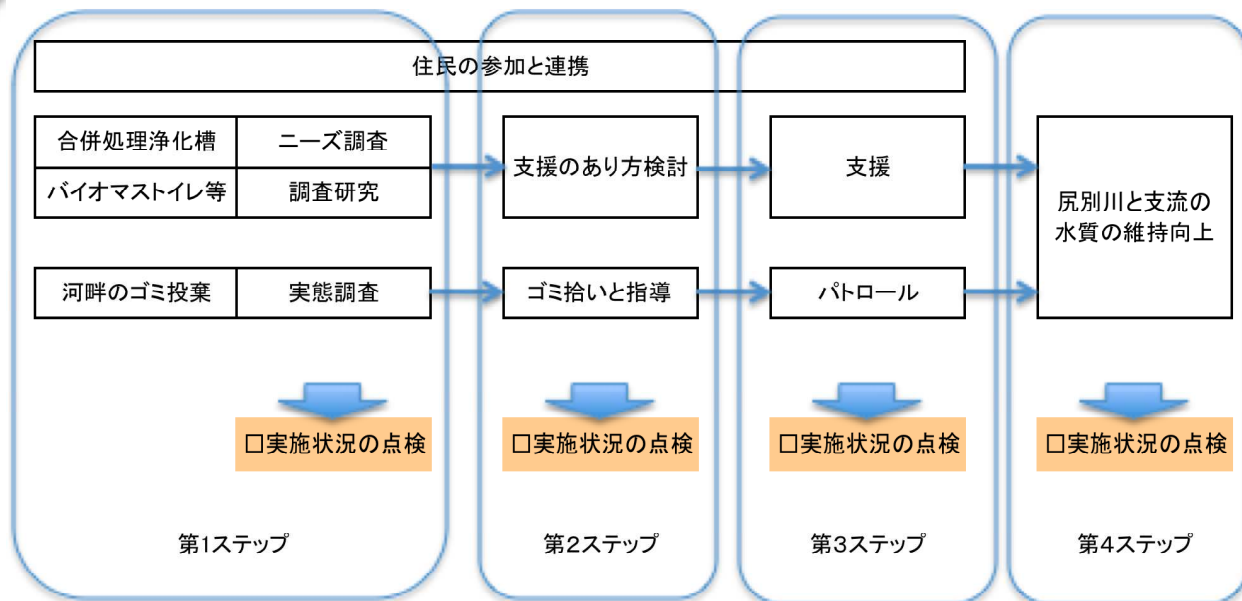
- ・様々なタイプの処理システムについての情報収集と比較検討を行います。（行政）

(4) 河畔へのごみ投棄の防止

河川の水際に廃棄された農薬容器や釣り具、水辺のレク活動等による河川水質への悪影響を防ぐため、ごみ持ち帰り等の徹底を図ります。

- ・農業者、釣り人等への啓発を強化します。（住民、事業者、行政）
- ・河川管理者や住民による巡回と監視活動を行います。（住民、行政）

■実現に向けたロードマップ



私たち町民は、水循環と物質循環の保全をとおして、地域の生活文化を守り育て、
美しい景観が織り成す自然環境と調和した経済社会を持続させることにより、
住むことに誇りが持てるまちを築くためにこの条例を制定します。

(ニセコ町環境基本条例 前文)

尻別川とその支流は、地域の生活や産業等にとって多様な利用価値を提供していますので、これを将来にわたって保全します。

■環境プロジェクト

(1) 河川の利用状況に関する情報共有の仕組みづくりを進める

尻別川水系の多様な利用状況について、流域全体で理解を共有するため、情報の一元的な把握を行う仕組みづくりを進めます。

- ・河川に関わる様々な主体と尻別川統一条例連絡協議会の定期的な情報交換等により連携活動を行います。(住民、行政)

(2) 河川の利用についてのルールづくりを進める

河川の自然生態系を維持する観点から、多様な利用にあたってのルールづくりを進めてきた過去の経緯をふまえ、関係機関と流域住民の参加により、見直しと改めてルールづくりを進めます。

- ・民間団体や各種河川利用主体による自主的なルールづくりの促進と、行政による支援を進めます。(住民、行政)

(3) 灌漑溝や農業用排水路の水質保全や親水性の確保等に向けたルールづくり

各地の農業用排水路や有島地区の歴史的資源である灌漑溝等の水質を保ち、親水性を確保するため、利用者を中心として地区住民も含めてその維持管理に向けたルールづくりを進めます。

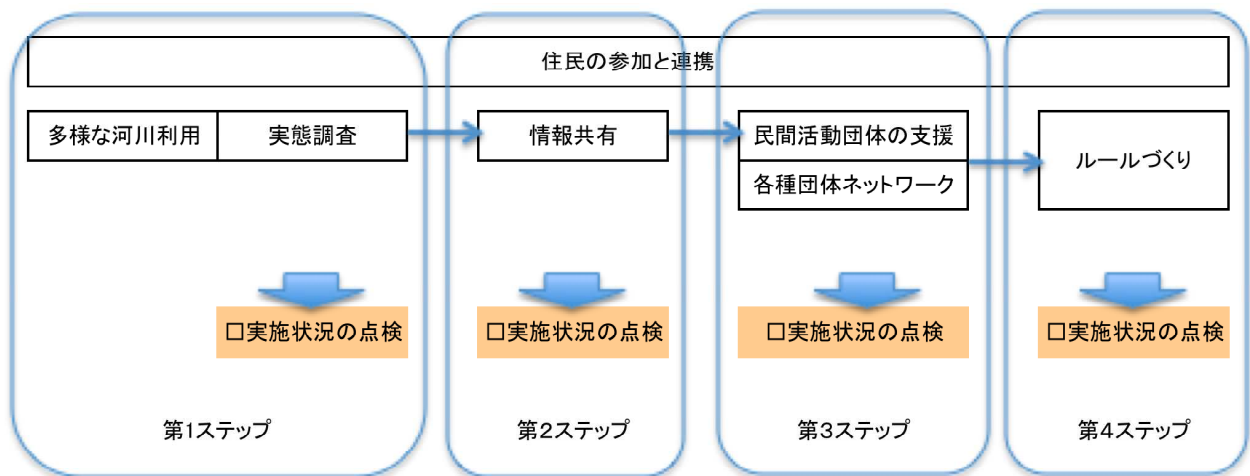
- ・親水空間として、また歴史的資源として、利用している農業者だけではなく地区住民等も参加して清掃や草刈り等を行い、良好な状態に維持管理する活動を支援します。(住民、行政)

(4) 水環境に関わり活動している民間団体を支援する

河川の水環境に多様な形で関わっている民間団体の活動に対し、町は必要とされる支援を行います。

- ・イトウ産卵適地の調査活動等をしている民間団体に対し支援します。(行政)
- ・河川における親水活動や環境保全活動を行っている民間団体に対し支援します。(行政)

■実現に向けたロードマップ



ニセコ町は、東に羊蹄山、北のニセコアンヌプリ及び南の昆布岳に囲まれ、
清流尻別川がまちの中央部を流れています。

(ニセコ町環境基本条例 前文)

水循環の源となる森林は、野生生物の生態系が営まれる場でもあり、かけがえのない価値を有する自然環境であることから、これを保全します。

■環境プロジェクト

(1) 天然林を守り育てる

森林面積の 88% を占める天然林（※天然更新によって形成された森林で原生林も含む）等の実態調査を行い、住民参加により保全と育林の活動を進めます。

- ・ 保全したい天然林の現況と望ましい姿について話し合い、その保全方法などについて検討します。（住民）
- ・ 森林の植物や野鳥、昆虫等の観察や、野生生物のフィールドサイン等のアニマル・トラッキングを楽しむプログラムの中で、天然林の様子を観察します。（住民）

(2) 水源地周辺の森林を守り育てる

水源地周辺の林相調査等を実施し、水源涵養機能を守り高めます。

- ・ 水源地周辺の森林の観察会を行い、保全方法などを検討します。（住民）

(3) 人工林の育林を充実する

樹齢 35 年未満が多い本町の人工林では、伐採より育林が中心になるので、高齢化している森林所有者と住民有志が連携し育林活動を進めるとともに、皆伐をさけ、択伐や伐採後の植林に際しては、針広混交林の形成に努めます。

- ・ 森林の伐採計画に伴う植林計画の適切な遂行を見守ります。（住民、行政）
- ・ 森林整備計画（H24 年度～）により適切な森林管理を指導します。（行政）
- ・ 植林に際して針広混交林の形成を誘導します。（行政）
- ・ 森の手入れに向けた有志のボランティア参加の仕組みをつくりまします。（住民、所有者、行政）

(4) 里山（身近な自然）を育成する

里山の生態系に見合った利活用について、山菜採り等のレクリエーションや薪用材採取等のライフスタイルに加え、植林活動等によって野鳥等野生動植物との共存を進める地域活動を進めます。

- ・ 里山の現状と利活用の可能性について把握します。（住民）
- ・ 共同利用に関する地元ルールを話し合って決めます。（住民）
- ・ 里山を住民が利用できるモデル地区をつくりまします。（土地所有者、住民）

(5) 間伐材等木質バイオマスの利活用を進める

育林や伐採等による間伐材等の木質バイオマス資源については、平成14年度に稼働した堆肥センターのバークとして一部利用されているが、ボイラー燃料等自然エネルギー源としての新規の持続可能な利活用について検討を進めます。

- ・バイオマス資源としての新規利活用について、事例収集等を行いながら、可能性について調査します。(行政)

(6) 温室効果ガス（二酸化炭素）を吸収する森林を植え守り育てる

地球温暖化を防止するため、主要な温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し炭素として固定化する樹木を増やします。

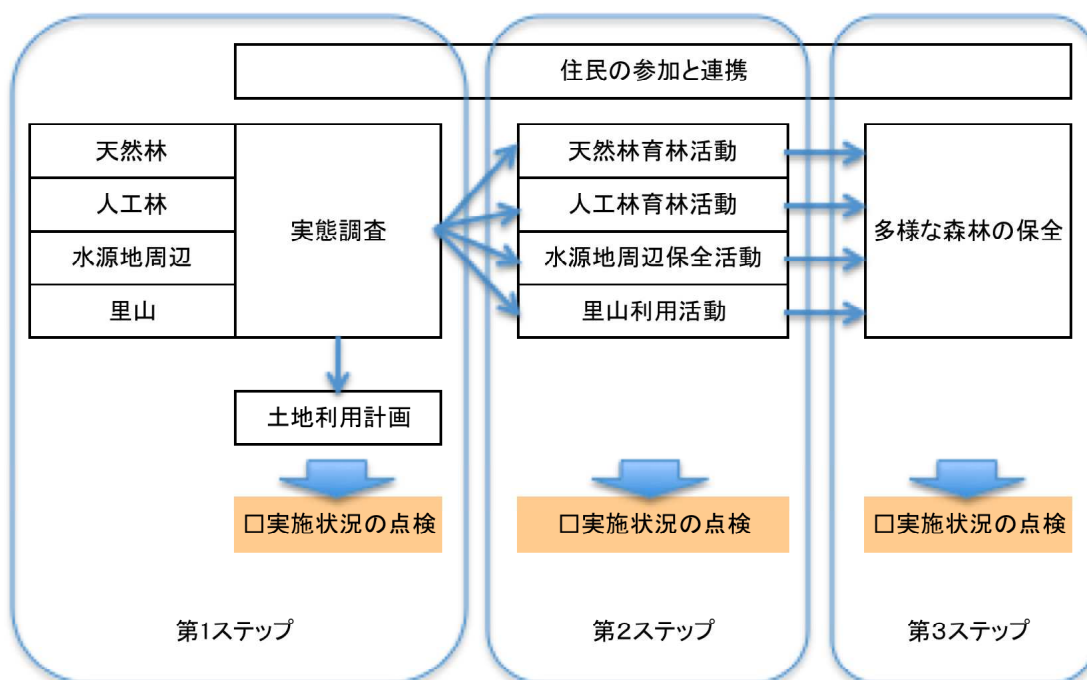
- ・二酸化炭素を効率的に吸収する樹種や樹齢等について植林計画を作成し、適切な場所に森を造成します。(住民、事業者、行政)

(7) 保全すべき森林等を含む総合的な土地利用計画を策定検討する

水源地やその周辺を含む森林や自然公園エリア、農用地、市街地等の水循環と自然生態系を保全する観点から、地域特性に見合った総合的な土地利用計画の策定を検討し、必要に応じて多様な自然を保全するモデル地区等を指定します。

- ・保全すべき自生植物群落（カタクリ、エゾリュウキンカ等）について住民参加により調査を行い、保全モデル地区として設定します。(住民、行政)
- ・湿地や斜面等の未利用地も、自然生態系の観点から重要な地点については住民参加により調査を行い、保全対象として指定します。(住民、行政)
- ・総合的な土地利用調整計画を策定検討します。(行政)

■実現に向けたロードマップ



4-2. 資源やエネルギーを大切に使う取組み

1 環境と調和した安全・安心な農産物の生産

環境と調和した安全・安心なクリーン農産物の生産を推進し、地産地消により地域の食生活を潤すと同時に、ニセコブランドの形成により地域産業の活性化を図ります。

■環境プロジェクト

(1) 土づくりと地域循環型クリーン農業の推進

堆肥センターを活用し町内で発生する有機質資源の堆肥化を行い、農地へと還元し土づくりを行う地域循環型クリーン農業を進めます。環境と調和した農業により消費者に信頼される生産地としての責任を果たします。

- ・有機質資源確保、完熟堆肥の計画的な施用等土づくりの推進と支援を行います（行政）
- ・土壌診断に基づく効率的な施肥・防除を進めます（事業者、行政）
- ・ニセコ町独自のクリーン農業認証制度について検討を行います（住民、事業者、行政）

(2) クリーン農産物の生産と流通促進

イエスクリーンやエコファーマー等の有機資源を用いた認証制度の普及を進め、農薬や化学肥料をさらに減らし、安心安全な農産物の生産と土壌等への負荷の少ない生産を目指します。

減農薬・減化学肥料の農産物は、一般流通価格より高くても適正な価格であることが理解されれば消費者に支持される可能性が高いので、農産物の生産履歴や価格の根拠等の情報を開示することにより消費者の理解とクリーン農産物の普及を目指します。

- ・使用肥料や農薬に関するトレーサビリティ情報の地域内共有を進めます（事業者、行政）
- ・クリーン農産物に関する技術支援と人材育成を進めます（事業者、行政）

(3) 人と環境にやさしい農産物の地産地消を推進する

安全安心で人と環境にやさしい農産物を生産し地元で消費することが地産地消の原点であることから、農産物が地元の販売店で容易に入手できる地域社会の仕組みづくりを進め、フードマイレージ全体の改善を図り、環境調和型の産業構造を目指します。

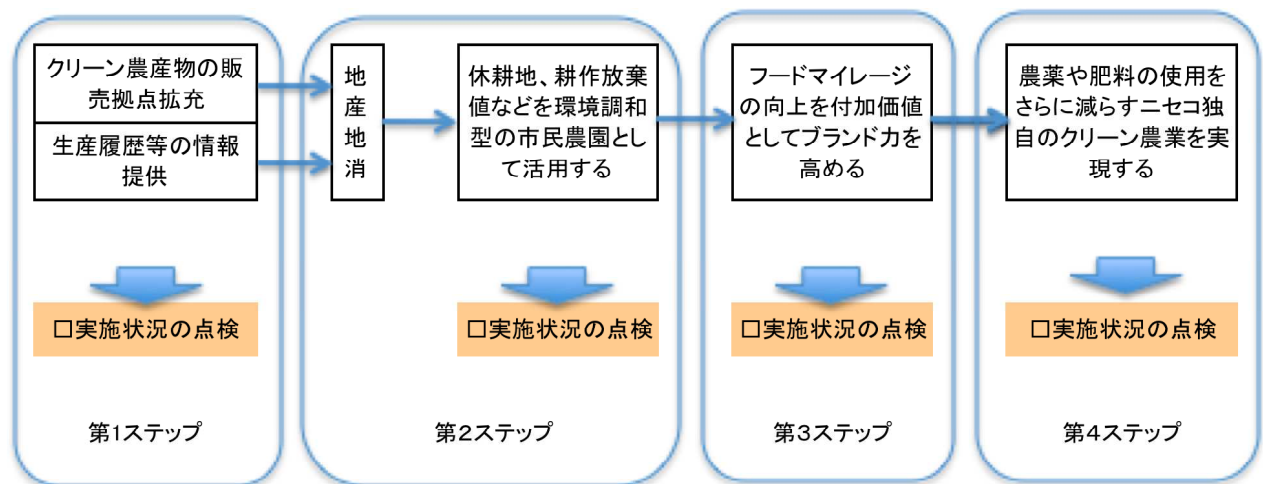
- ・ビュープラザを含め、リゾート地や町内各地に販売拠点をつくります。(事業者等)
- ・販売拠点での品質チェックシステムをつくります。(住民、事業者、行政)
- ・品質を示すラベル表示システムをつくります。(住民、事業者、行政)

(4) 休耕地、耕作放棄地等を環境調和型の市民農園として活用検討する

様々な事情や悪条件により耕作していない小規模の農地の実態を把握し、市民農園として活用が可能な農地について、環境調和型の農作業を条件に貸し出し等を検討します。

- ・農地流動化支援事業や農地利用集積事業、国営農地基盤整備事業等による不耕作地の実態調査を行います。(行政)
- ・農地所有者と町による利用推進の仕組みをつくります。(農地所有者、行政)
- ・移住促進政策における、短・中・長期のお試しプログラム等において活用検討します。(行政)

■実現に向けたロードマップ



ニセコの自然特性を活かした自然エネルギーの持続的な利用を進め、化石燃料を減らし地球温暖化防止に寄与するとともに、資源の有効活用による産業の創出も視野に入れた地域活性化を検討します。

■環境プロジェクト

(1) 自然エネルギーの導入拡大に向けて多様な方式について検討を進める

平成 22 年度の緑の分権改革事業以降、多様な自然エネルギーの実証実験等を進めており、引き続き自然エネルギーの導入拡大を目指した取組みを進めます。

- ・雪氷熱、風力、中小水力、地中熱、温泉熱、太陽熱等の自然エネルギー利用拡大に向けた取組を進めます。(住民、事業者、行政)
- ・自然エネルギーの積極的な導入により、温室効果ガスの削減を進めます。(住民、事業者、行政)

(2) 自然エネルギー研究会等の活動を支援

自然エネルギー研究会等の住民の主体的な活動が活性化するように町は支援を行います。

- ・自然エネルギー研究会等の活動を支援します。(住民、行政)

(3) 公共施設等を中心に自然エネルギーの導入を進める

公共施設等への自然エネルギーの導入を、多様な方式で拡充していきます。

- ・公共施設への地中熱利用ヒートポンプ※⁷等先導的な自然エネルギーの導入を推進します。(行政)
- ・導入後のコストや効果等に関する情報を公開します。(行政)

(4) 民間施設への自然エネルギー導入の促進

住宅など民間施設等への自然エネルギーの導入を促進する支援システムについて、官民が柔軟に連携できる支援の仕組みづくりを進めます。

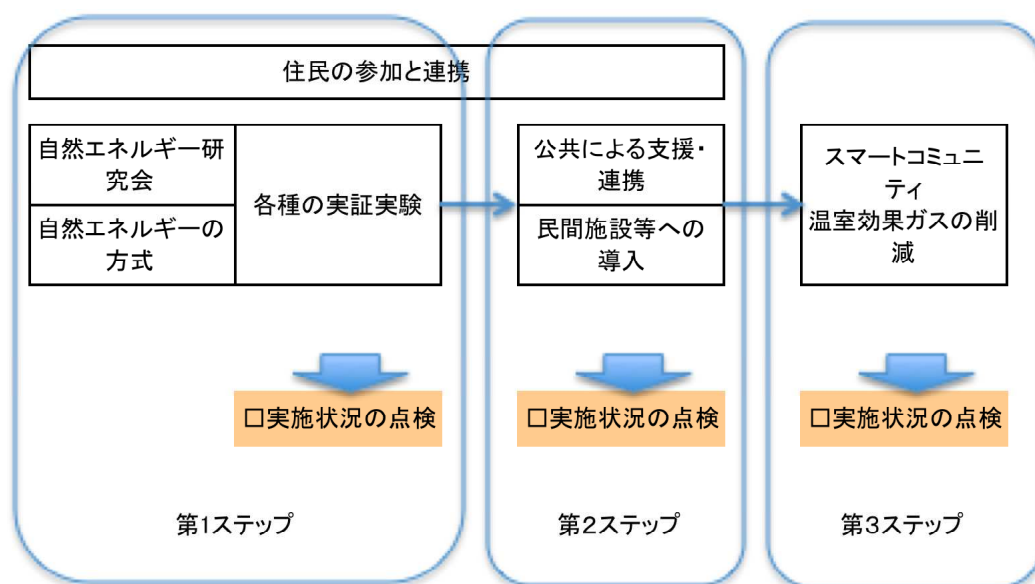
- ・民間施設への導入に向けて、導入後の状況等に関する情報交換の場を運営します。(住民、事業者、行政)

(5) スマートコミュニティ※⁸の構想について研究と検討を深める

自然エネルギーを軸とした「スマートコミュニティ」の構想について研究と検討を深め、まちづくり全体に関わる戦略としての可能性について探ります。

- ・スマートコミュニティ実現に向けて調査研究を進めます。(行政)

■実現に向けたロードマップ



※7：地中熱利用ヒートポンプ：ヒートポンプは、熱を冷たい所から暖かい所に移動させる機械のこと。地中熱利用ヒートポンプは、大地とヒートポンプを組み合わせ、冬（暖房時）は大地の熱を利用して室内を暖め、夏（冷房時）は大地の冷気で室内を冷やし、反対に室内の熱を大地に蓄える集中冷暖房・給湯システムです。

※8：スマートコミュニティ：家庭やビル、交通システム等をITネットワークでつなげ、消費エネルギーを最適化・有効活用し、町全体のエネルギーを統合的に管理・制御する新しい社会システムです。

家庭や事業所等における省資源・省エネルギーの取組を進め、資源を大切に無駄なく使う取組を進めます。

■環境プロジェクト

(1) リユース・リサイクル・リデュース（3R）の定着

節水等、必要最小限の資源やエネルギーを有効に使うため、リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）・リデュース（ごみの減量）等を目指す生活様式の様々なアイデアについて、各家庭が実践する上での個々の課題を整理し、実践的な取組みを目指します。

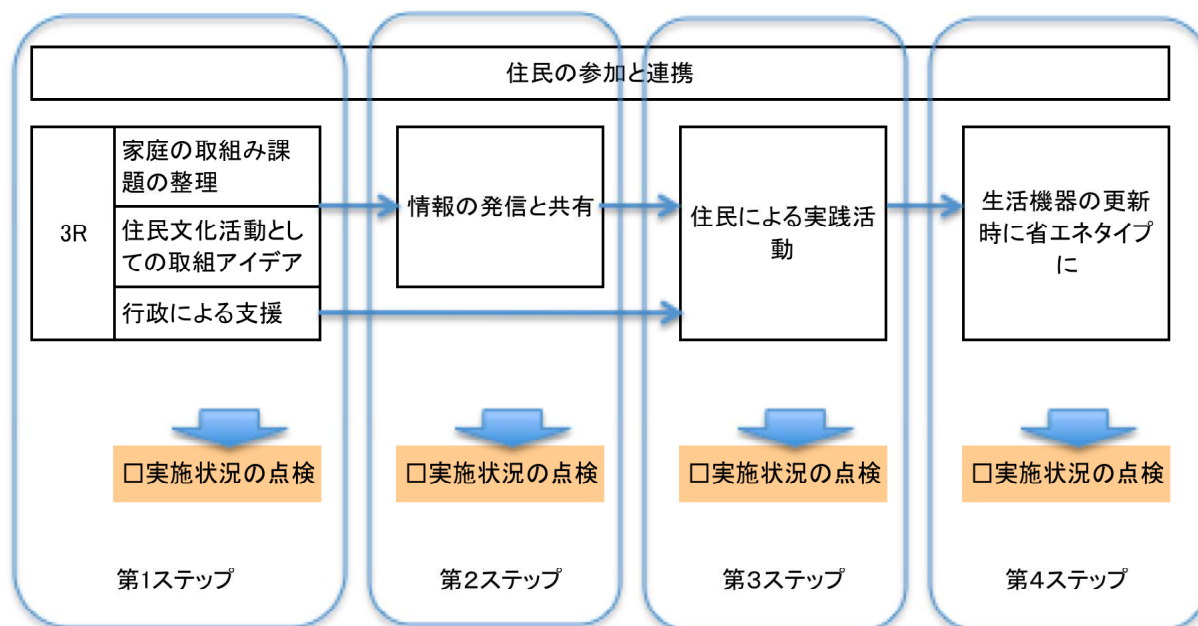
- ・リユース、リサイクル、リデュースについて啓発を行います。（行政）
- ・省資源・省エネルギーに関する多様な知恵や工夫の情報の蓄積と情報発信を行います。（行政）
- ・“もったいない”精神を文化活動として楽しむ住民活動等を促進・支援します。（行政、住民）
- ・D I Y等リサイクルに関する啓発を行います。（行政）

(2) 省資源・省エネルギー型の生活への切り替え

省資源・省エネルギー型の効率的な交通網の整備を目指すとともに、生活においても電化製品や自家用車等エネルギー他消費型の生活機器を更新する際には、省資源・省エネルギー型の機器へと積極的に切り替えます。

- ・エコカーへの更新を進めます。（住民、事業者、行政）
- ・一般住宅の省エネ改修補助を実施します。（行政）
- ・デマンドバス等による公共交通網の拡大展開を進めます。（行政）
- ・鉄道による大量輸送機関の活用を進めます。（住民、事業者、行政）

■実現に向けたロードマップ



しかし、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄社会は、ニセコの自然環境に大きな影響を与え、

誇りべき水循環の輪にはころびも見受けられます。

今こそ、私たちの生活がこの自然環境に支えられてきたことを再認識し、

壊れかけた輪をもう一度直す取り組みが必要です。

(ニセコ町環境基本条例 前文)

ごみの適切な分別を推進し資源化を一層進めることで、物質循環を効果的に推し進めます。

■環境プロジェクト

(1) ごみの分別が徹底できるよう周知を図る

ごみの分別がわかりにくいケースに焦点を当て、その改善に向けた工夫を町全体で共有できるよう、さまざまな手法で周知を図ります。また、独居高齢者世帯等でも的確に分別ができるようなサポート等の仕組みづくりを進めます。

- ・ごみの分別がわかりやすくなるような講習会や見学会等、工夫した啓発を行います。(行政)
- ・分別の工夫アイデアを公募し情報交換する広報活動を行います。(行政)

(2) ごみの排出量の低減に向けた取組を行う

ごみの排出量が横ばいで推移していることから、その背景を分析し、ごみになるものを暮らしの中に持ち込まないような生活様式への転換を積極的に進めます。

- ・ごみ排出量増加傾向の背景分析を行います。(行政)
- ・ごみの排出量削減に向けた啓発を強化します。(行政)
- ・グリーン購入に関する情報提供と実践を進めます。(住民、事業者、行政)

(3) ごみの行方についての情報を共有する

分別後のそれぞれのごみがどのように処理されているのかについての、見学会や勉強会等を開催し、楽しく学びながら分別への理解を深め意欲を高める、体験型の環境教育プログラムを実践します。

- ・ごみ処理や再分別のリサイクル施設等の見学会を実施します。(行政)
- ・生ごみの自家堆肥化を実践しているケースについては、野生動物対策を啓発します。(行政)
- ・堆肥センターで作られる堆肥の消費拡大を進めます。(住民、事業者、行政)

(4) ごみ処理に関する環境負荷等の情報を共有する

容器包装の分別について、水や洗剤で洗って容器として分別するのと、水や洗剤を使わずに燃やせるごみとして分別するのでは、LCA（ライフサイクル・アセスメント）として見た場合どちらの環境負荷が大きいのか等について情報を住民と共有できる仕組みをつくりまします。

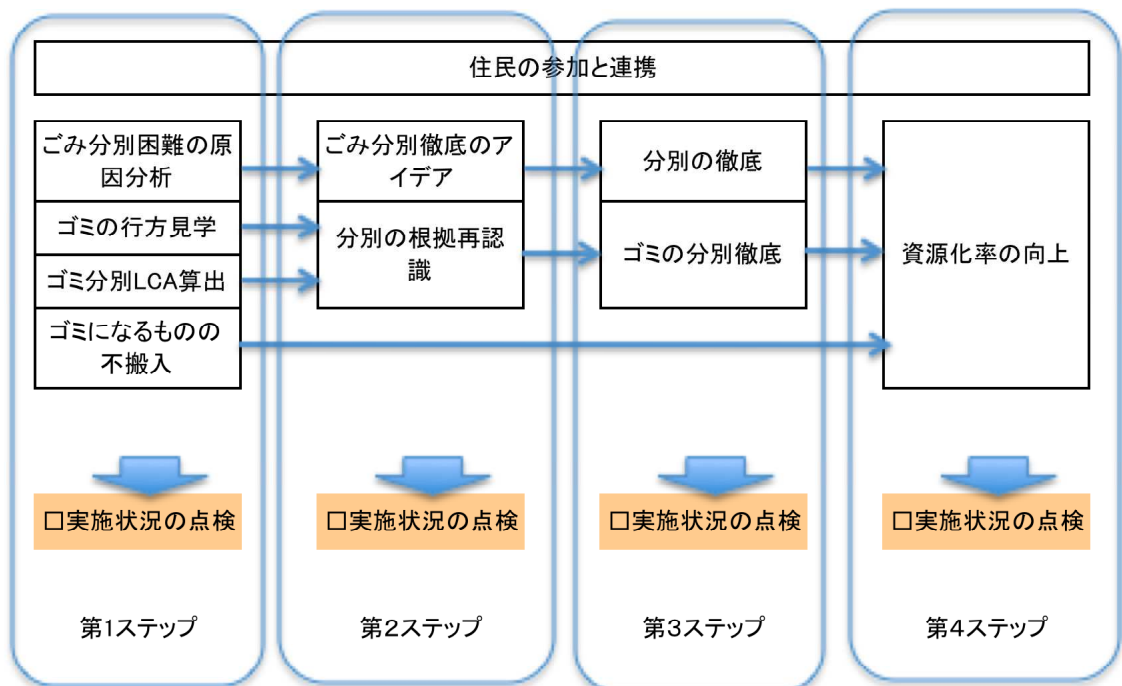
- ・ L C Aによる評価算出を試行します。(行政)

(5) 河畔や森林等見えない場所への不法投棄を防ぐ

河川管理者や森林管理者による巡回・監視活動に加え、地域住民や住民有志による自然に親しむ活動を兼ねた不法投棄抑止活動や、クリーンアップ作戦等、清掃活動を多様な形で展開します。

- ・ 水辺における農薬や化学肥料の容器の不法投棄防止に向けた啓発活動を強化します。(行政)
- ・ 周辺住民からの通報、環境美化巡回、クリーンアップ作戦の実施等による法投棄の防止・抑制を図ります。(行政)
- ・ 悪質なケースに関しては、監視カメラの設置検討や警察への通報を行います。(行政)

■実現に向けたロードマップ



4-3. 環境プロジェクトの進行管理の仕組み

環境基本計画の環境プロジェクトの実施状況を把握し、その結果について評価を行い、次のステップに結びつける進行管理については、役場担当者だけでなく、住民も役場と連携して役割を担うことが重要です。これは、役場が行う環境プロジェクトに対しては住民による外部評価の仕組みとなり、さらに、住民が行う環境プロジェクトにとっては住民自身による評価となります。

この仕組みは、次の流れによって進めることが期待されます。

(1) 町による進行管理（→内部評価）

- ・ 町は、毎年、環境プロジェクトの進行状況について把握し、翌年の事業の組み立てに反映します。
- ・ 3年ごとの見直しに際して、進行状況の原因や背景について分析を加え、次期3年間の事業に向けて必要な調整を行います。

(2) 住民による進行管理と評価（→外部評価）

※期待されるイメージ

- ・ 住民組織等が、住民による進行管理と評価の活動を行います。
- ・ 住民組織等は、進行管理の対象となる環境プロジェクトについて、役場担当から情報の提供と説明を受け、住民目線による進行状況についての評価を行います。必要に応じて、住民からの広く意見を受ける場を設け、住民有志としての評価を集約します。
- ・ 報告は、次年度予算編成に間に合う時期までに行います。

(3) 町と住民のそれぞれの評価の統合と「環境白書」の作成

- ・ 住民組織等からの報告を受けた町は、庁内の内部評価と環境審議会による審議の上、総合的な評価を毎年まとめます。
- ・ 毎年、評価を受けて、3年に1度集約を行い「環境白書」を発行することとし、町のホームページに公開します。
- ・ また、町は住民組織等の報告を受け、予算に反映できる評価内容については、予算編成に反映します。

